

令和4年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和4年6月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和4年6月9日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和4年6月9日	14時21分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	欠	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	7番	田川浩	9番	所賀廣	10番	川下武則
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	中川博文		
	総務課長	田中照海	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	萩原昭彦		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年6月9日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和4年太良町議会6月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永 るい子	<p>1. ふるさと納税事業の業務委託・商社化について</p> <p>私達総務常任委員会は、ふるさと納税事業を業務委託・商社化して寄附額の上昇に繋げている長崎県波佐見町と佐賀県玄海町を視察しました。視察の結果、事業を民間会社へ業務委託や商社化する必要を感じております。そこで、今後の方向性を問う。</p> <p>(1) ふるさと納税事業に携わる職員体制はどうなっているか。</p> <p>(2) ふるさと納税事業を自治体直営で行うメリットとデメリットについて。</p> <p>(3) ふるさと納税事業商社化については、どのような認識を持っているのか。</p> <p>(4) 今後、業務委託・商社化していく考えはないのか。</p> <p>(5) ふるさと納税制度が廃止になった時、自治体が生産者にできる事は何か。</p>	町 長
		<p>2. 儲かる森林施策について</p> <p>昨年頃より、木材の価格が上昇しているとのニュースを聞きます。今年に入り、ロシアとの外交悪化でロシアからの木材が輸入されない状況になりました。重ねて木材の価格上昇が叫ばれています。このような状況を踏まえ、森林施策を問う。</p> <p>(1) 近年（3年程）の木材価格はどのように変動しているのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永 るい子	<p>(2) 森林組合の木材販売による所得はどうなっているのか。</p> <p>(3) 製材所を建築した事で、安定所得に繋がっているのか。</p> <p>(4) 昨年からの木材価格上昇に対し、どのような対策を講じているのか。</p> <p>(5) 今後の森林施策について、どのような展望を考えているのか。</p>	町 長
2	7番 田川 浩	<p>1. 内部統制について</p> <p>令和2年4月から地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、内部統制の評価報告制度が導入された。都道府県及び政令指定都市は義務だが、市町村は努力義務とされている。この内部統制とリスク管理について問う。</p> <p>(1) 内部統制評価報告制度の導入についてどう考えているか。</p> <p>(2) 職員に対してのコンプライアンス教育はどうしているか。</p> <p>(3) 山口県阿武町で発生した誤送金問題を、リスク管理の面からどう考えるか。また本町では同じような案件に対してどのように対応しているのか。</p>	町 長
		<p>2. 福祉行政について</p> <p>平成27年4月の介護保険制度改正で、生活支援体制整備事業がスタートした。生活支援体制整備事業は市町村の日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と協議体を配置して地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるものである。本町での進捗状況などを問う。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	7番 田川 浩	<p>(1) 本町ではどのような助け合いが必要なのか。</p> <p>(2) どのような体制で、どのような事業が進められているのか。</p> <p>(3) 事業を進める上での課題は何か。</p> <p>(4) いつまでにどのような体制をつくりあげる計画か。</p>	町 長
3	1番 山口 一生	<p>1. 運転免許証返納後の暮らしについて</p> <p>本町は運転免許返納後の方にとって、暮らしやすい町かを問う。</p> <p>(1) 本町で運転免許証を保持していない方は何名で、人口の何%にあたるか。</p> <p>(2) 免許証を返納する理由は何か。</p> <p>(3) 免許証返納後に暮らしにおける変化はどのような事があるか。</p> <p>(4) 免許返納に際し、その後の暮らしなどを含めた行政相談窓口はあるか。</p> <p>(5) 免許証を返納した高齢者に対し、本町ではどのような支援を行っているか。</p> <p>(6) 買い物支援において、移動スーパーなどを検討しているか。</p> <p>(7) 移動支援としてのタクシー券配布、及びコミュニティバス運行の有効性をどのように評価しているか。</p>	町 長
		<p>2. 空き家活用について</p> <p>増え続ける空き家問題についての具体的な対策を問う。</p> <p>(1) 本町における空き家は何件あるか。</p> <p>(2) 空き家バンクに登録されている物件は何件か。</p> <p>(3) 空き家の有効利用に向けて、本町ではどのような支援を行っているか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	1番 山口 一生	<p>(4) 移住についての問い合わせは直近5年間で何件ほどあるか。</p> <p>(5) 空き家の有効利用に向けた課題は何か。またそれに対する対策は。</p> <p>(6) 空き家に付随する畑や山林が放置されているケースがあるが、それに対する対策はあるか。</p> <p>(7) 家や土地の相続等で相談できる窓口はあるか。</p>	町 長
4	11番 久保 繁 幸	<p>1. 有明海再生と支援について</p> <p>宝の海、有明海を生活の糧としている本町の漁業者は、環境の悪化等で不漁が続く、後継者不足、収入減に悩まれている現状だが、次の件について問う。</p> <p>(1) 令和2年、3年、4年の施政方針での有明海再生については、漁協及び関係自治体と連携しながら、再生に向けた施策を国や県に要望をしていくと述べられているが、永淵町政になってからどのような要望、陳情を行ってきたか問う。</p> <p>(2) 諫早湾干拓事業の締め切り後25年が経過したが、漁業者が求める環境変化の原因究明と開門調査が依然行われず、開門命令の確定判決を事実上無効化した3月福岡高裁判決をどう思うか。</p> <p>(3) 全体的な魚貝類の不漁が続く有明海であるが、何が原因と考えるか。また、高騰している燃料等への支援はできないか。</p> <p>(4) 自衛隊輸送機オスプレイの配備となった場合、本町の漁船漁業者等への影響はどのようになると予想するか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	11番 久保繁幸	<p>2. 特産品等展示販売飲食施設について 本年3月末をもって閉店となり、指定管理業務を辞退された「漁師の館」について問う。</p> <p>(1) 跡地利用はどのような考えを持っているか。</p> <p>(2) 太良町料理飲食店組合との協議はどうか。</p> <p>(3) 施設の防犯対策はどのようになっているか。</p>	町長

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は4名であります。通告順に従い、順次質問を許可いたします。

1番通告者、待永さん、質問を許可いたします。

○5番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をしたいと思います。

コロナ感染症が発生して3年目を迎え、日本経済はダメージを受けております。今年になって、ロシアによるウクライナ攻撃という大惨事の中、世界中が物価高や品薄などの状態に陥っております。令和3年度、4年度、政府の支出も赤字が続き、国債発行の増加につながっております。しかし、このような混沌とした状況の中であっても、私たちは様々な工夫を凝らし、経済を支えていかなければなりません。そのようなことを鑑みながら、今回は太良町の収入として大きなウエートを占めるふるさと納税事業と、町有林を多様に保持する森林事業の2点について質問をいたします。

まず1点目ですが、私たち総務常任委員会は、ふるさと納税事業を商社化や事業委託をして、行政の負担を減らし、寄附金額上昇の結果を出している佐賀県玄海町と長崎県波佐見町を視察しました。前回の一般質問でも申し上げましたが、コロナ感染で都市部の経済も苦しくなり、専門家からは、ふるさと納税制度の仕組みそのものを見直す意見などが出され、ふるさと納税制度に関しましては、先が見えない不透明な状態に入っております。今回の視察の結果、たとえふるさと納税制度がなくなったときでも、生産者の皆様を守っていくために、商社化や業務委託の必要性を感じております。このふるさと納税事業の今後の方向性について、1点目、ふるさと納税事業に携わる職員体制はどうなっているのか。2点目、ふるさと納税事業を自治体直営で行うメリットとデメリットについて。3点目、ふるさと納税事業商社化については、どのような認識を持っているのか。4点目、今後業務委託、商社化していく考えはないのか。5点目、ふるさと納税制度が廃止になったとき、自治体が生産者にできることは何か。

以上、5点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、ふるさと納税事業の業務委託、商社化についてお答えします。

1番目のふるさと納税事業に係る職員体制についてであります。現在、当該事業については財政課管財係で事務を所管しております。職員体制としては、係長1名、主事級職員2名、及び会計年度任用職員2名の計5名体制でふるさと納税に関する全ての事業を行っております。

2番目のふるさと納税事業を自治体直営で行うメリットとデメリットについてであります。まずメリットといたしましては、直営の場合、事業全般にわたり目が行き渡るため、他市町のような返礼品の在庫管理等のミスを未然に防止することが可能になるものと考えております。本町においては、このふるさと納税制度を活用した地域産業の振興を目的の一つとしておりますので、返礼品を出品される生産者の販路拡大等の支援にもつながっているものと認識いたしております。また、直営の場合には業者への委託費用が生じないため、経費削減というメリットもあります。逆にデメリットとしては、このふるさと納税事務については、通常の行政事務と異なったビジネス的で専門的な知識が求められるため、人事異動等による業務への対応力の低下などの問題があります。あわせて、寄附金集めに重きを置くことでもなれば、職員の業務負担の増大につながるものと考えております。

3番目のふるさと納税事業商社化についての認識についてであります。事業の商社化については、地域に眠る優れた製品の発掘や、的確なマーケティング及びコンサルティングにより、生産者の販路や収益の拡大にも貢献できる、ふるさと納税事業を実施する上での有効な一つの方法だと認識いたしております。

4番目の今後の業務委託、商社化への考えについてであります。業務委託や商社化する

ことにより、寄附金の増加や職員の業務負担の軽減につながるかもしれませんが、一方では他市町のような返礼品の在庫管理等のミスにより、寄附者からの信頼を大きく失墜するというような大きなリスクも背負っております。したがって、現段階では、これまでどおり直営での事業運営を行ってまいりたいと考えております。

5番目のふるさと納税制度が廃止になったとき、自治体が生産者にできることは何かについてであります。このふるさと納税制度がいつまで続くのか、また今後の国の方針がどのように変わっていくのか、不安定要素が多い制度でもあります。このようなことから、生産者の方にはふるさと納税に大きく依存した経営ではなく、ほかの販路等を模索しながら、自立した経営ができるよう、行政としては生産者の方々の成長を支援する取組を、関係部署が一体となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

ふるさと納税事業を直営で行う場合、委託料が生じないため経費節減になると言われましたが、この事業に専念している5名の人件費が発生いたします。この人件費は、年間でどれぐらいになりますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

本年度予算額で申し上げますと、約1,870万円となっております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

自治体運営で事業推進していくデメリット、人事異動等による業務への対応力の低下については、どのような対策を考えておられますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

人事異動等により新たに配属された職員については、これまで蓄積してきた業務に関するノウハウの共有は当然のことながら、現在本町で利用しておりますふるさとチョイスの連絡ツールを活用して、他自治体との情報交換やノウハウをまとめたレポート等を活用しつつ、業務への対応力が低下することがないよう対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

寄附金集めに重きを置くことになれば、職員の業務負担の増大につながると言われましたが、現在、太良町のふるさと納税寄附額は11億円前後です。今の人員体制で、どれぐらいまでなら業務負担の増大につながらないと考えておられますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

具体的な金額については申し上げづらいところがございますが、寄附金額が増えることにより、職員にとって一番の負担となるのが、クレーム対応の部分でございます。寄附件数が増えれば、必然的にクレーム件数も増えていくものと思われま。このクレーム件数を抑えることができれば、職員の業務負担をそれほど増やすことなく、さらなる寄附金の上積みが可能になるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

佐賀県玄海町は、令和3年に一般社団法人玄海町みんなの地域商社を設立し、その中でふるさと納税事業を運営されております。社員は、行政、漁協、農協、商工会出身の人が集まり、ふるさと納税事業のほか、外販事業、観光事業、地域ブランディング事業、EC事業の5つの事業を推進しておられます。基金は、玄海町から2,000万円、代表理事は副町長です。寄附額は約17億円、今後の展開として、販路拡大に力を入れたいとおっしゃっておられました。具体的な販路拡大の方法について、今年の3月、博多阪急で玄海町応援フェアを開催されたそうです。このような販路拡大については、どのように考えておられますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

販路拡大につきましては、今後のふるさと納税制度に関し不確定要素が多い中で、事業者の皆さんの生活を守っていくためにも、取組を強化していかなければならないものと考えております。事業者の方には、ふるさと納税に頼り過ぎることなく、できる限り自立した経営を行っていただくことが重要でありますので、そういった意味からも、販路拡大は必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

寄附者の方たちを満足させるには、同じものだけではなく、変化も必要になってきます。的確なマーケティング、営業力、コンサルティングが求められると考。今人気の返礼品は、首都圏の飲食店で地元の食材を使ったコース料理だそうです。唐津市が実施しておりますが、首都圏で唐津市と提携する飲食店は73店舗で、全国1位です。このようなマーケティング、営業、コンサルティングは、積み重ねたノウハウがなければできないと考。担当課はどう思われますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

ふるさと納税事業にとどまることなく、今後の農業や漁業、また商工観光業の振興を図るためには、マーケティング、営業、コンサルティング、いずれについても研究の必要性があ

ると感じております。当然のことながら、それらを身につけていくためには、豊富な経験と専門的な知識が必要不可欠であるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今後は、ふるさと納税制度がなくなった場合のことも視野に入れながら、対応していく必要があります。ふるさと納税制度を通して成長した生産者の方たちを守っていくのも、行政の大切な役目だと考えます。関係部署が一体となって取り組んでいきたいと言われましたが、具体的に行政として何ができるのでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

このふるさと納税を通して、本町のファンが増えていけば、太良町に実際に行ってみたいという動きにも少なからずつながっていくのではないかと考えております。ふるさと納税を手始めに、その後の買物や観光につなげていく、こういう流れができれば、地域がもっと活性化するのではないかと考えております。このような流れをつくり出すために、行政としてお手伝いができることといたしましては、例えば販路拡大のためのネットショッピングに強くなるためのサポートや、産物、観光資源の磨き上げの支援など、農林水産部門や商工観光部門とが連携した取組ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

県内の自治体委託業者の中には、寄附者からの信頼を大きく失墜させる事例もありますが、長崎県波佐見町が業務委託をしている会社は、平成29年、委託を受けた年から寄附金は上昇の一途をたどり、令和3年度は20億円に達しました。今までのノウハウが蓄積されて、常に商品開発やPR更新が可能です。寄附者の方とのトラブルも全くなく、行政からも厚い信頼を受けておられました。結局は、委託業者の仕事に対する姿勢や責任感の温度差であり、優秀な委託業者も存在すると思います。この点について担当課の考えはいかがでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御案内のとおり、実績のある優秀な業者もおられることは事実として認識しておりますが、残念ながら現在町内には、ふるさと納税業務を委託できるような事業所がございません。業務委託を行う場合には、前提として、町内に利益を還元できるような町内事業所が現れることが必須条件だということふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今回視察した自治体の業務委託先との委託料は、寄附総額の何%という形で決められておりました。寄附総額が増えれば、自治体、生産者、委託業者、それぞれがウィン・ウィンのいい状況になります。このような方法について、担当課はどのように思われますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

業務委託につきましては、時代の要請ではございますが、先ほども答弁しましたとおり、現在町内にはふるさと納税業務を委託できそうな事業所が存在しておりません。御提案のあった自治体、生産者、委託業者の3者がそれぞれにもうかる構図というのは、この事業を行う上でまさに理想ではございますが、業者への委託ともなれば、どうしても寄附金集めに奔走し、本町が目的の一つとしている地域産業の振興がおろそかになる可能性もございますので、そこは慎重に検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

ふるさと納税が始まって、行政が運営することで、生産者の方々の基礎はできたと思います。今後は、その基礎の上でさらに発展させていく段階に入っていきます。業務委託をすることで、事務所を太良町内に置き、地元から社員として働かせてもらえば、雇用が生まれます。生産者を増やす方向を目指せば、荒廃地が減ります。生産者の所得が増えれば、後継者は可能だと考えます。後継者ができるということは、太良町の未来に希望の明かりをとますこととなります。ふるさと納税制度そのものがなくなったときでも、生産者の方々が困らないための一つの方法、業務委託について再度お伺いします。どのように考えておられますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

業務委託については、業務の効率化を図る上でも、時代の流れになっているところではございますが、実際問題として、業務を委託することにより、議員御案内のような相乗効果が果たして発揮できるのか、私個人としては疑問がございます。雇用問題、荒廃地対策、また後継者対策については、いずれも本町にとって大きな課題ではございますが、このふるさと納税事業の業務を委託することにより、その全てを解決できるというような簡単な問題ではないと思っております。業務委託については、先ほどからの答弁のとおり、町内に利益を還元できるような町内事業者が現れること、またその業者が寄附金集めに奔走することなく、地域産業の振興のために、出品事業者のことを第一に考えていただけることが必須条件だというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

全てのことが思いどおりにいくとは思いませんけれども、何か一つでもそこに方法がある

のなら、挑戦をしていくということは大事なことじゃないかなと考えます。業務委託をすれば、たとえふるさと納税制度がなくなっても、契約の内容によっては、売上げの数%を自治体へ納めるような形での収入が見込めると考えます。佐賀県の中でも交付税依存度の高い太良町としましては、税収以外の収入確保も必要ではないかと考えます。波佐見町の主なる産業は、陶器です。返礼品の90%が波佐見焼の器です。考えてみてください。器のリピーターはなかなかいないと思いますが、そんな中で20億円の寄附額を集めています。業務委託を受けている会社の社長さんが、太良町は生産品が豊富なので、どのようにも広げていくことができますよと言われました。方法によっては、まだまだ伸びていく可能性が秘められていると強く感じました。このふるさと納税業務委託については、初日に総務常任委員長が報告したとおり、総務常任委員会としても要望しております。今後は、様々な研究を重ね、実現へ向けての行政との審議も行っていきたいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

まず、商社化についてでありますけれども、冒頭に申し上げましたように、金を集める目的であれば、一つの方法かと考えております。しかし、他市町で発生しているように、返礼品の管理がおろそかだったために、寄附者に対して迷惑をかけた、大きな信用をなくしている自治体もあります。そういったことを鑑みれば、本町の場合は、返礼品は主に1次産品です。農産物等です。そういった中であって寄附が増えるのは、ミカンが始まっての9月以降、年末にかけて年明けぐらいには入ってくると。そういったことで、寄附は増えております。しかし、一番ないのは、4月から7、8月ぐらいまでは寄附が少ないわけです。そこら辺は、今のところは加工品とか肉類とか、そういったところに頼って集めておりますけれども、ばらつきがあるわけですね、寄附の時期がですね。そういったことを考えてみれば、商社にそこを委託したとき、その商社がどうするのかと。もしかすれば、自分たちも何%か手数料が入ってくるわけですから、金集め目的のために、役場がうまく関係していないと、どこからか品物を持ってきてされると、そういうおそれもあります。しかし、そういったところはきちんと役場とも当初契約する上であれば、心配ないのかなという部分もありますけれども、先ほど担当課長も申し上げましたように、金集めが目的ではないと私は考えております。地元のそういった農家を含めての産業を支えていこうと。そして、そこを育成していこうという思いの中であります。先ほど言われたように、それは農家等の農地の荒廃化、後継者の問題も解決していくというようなことで考えておりますけれども、一概にそれをしたからといって、一気にそういうことにはならないと、かなりいろいろな問題が複雑に絡まってきましたので。そういったことを考えております。だからということで、商社化を考えていないというふうなことをございます。現在のように、直営でやっていきたいと、今のところ、当分は考えております。

ところで、私はここで逆に質問してよかでしょうか。反問権をいいでしょうか。

○議長（坂口久信君）

はい。

○町長（永淵孝幸君）

もしも待永議員が考えておられれば、この商社化したがためにどれだけの寄附が、太良町は今11億円近くの金をもらっておりますので、それがどのぐらい増えるのかと。そしてまた、商社化するとすれば、どういった組織を想定されるか。そして、その委託というのは何%ぐらい業者に支払いを考えておられるのか。そして、雇用が生まれるというようなことを申されましたけれども、うちも臨時職員2名、職員が実質的には今2名です、係長は兼務しておりますので。そういったことでやっておりますので、どのぐらいのあれを、考えておられれば教えていただければと、参考までにですね、思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○5番（待永るい子君）

私は、商社化というよりも、業務委託のほうをどちらかといったら、今回視察に行って、こっちがいいなと思いました。一つの商社化、町内でどこかに商社化して事業をお預けするというのは、過去の事例を見ても、失敗をされたりとか、そういう事例があったので、それはあまりよくないなと考えております。引かれたのは、波佐見町が業務委託をしてあるところの会社の内容です。社長のやる気と、それから実際に2倍にします、何年後にこの金額を2倍にしますと言われたのを確実に実行されたこと、それから器の波佐見焼の産業がひどく低迷をしていて、どうしようかなというときに、それを生き返らせたというか、一つのふるさと納税を使ってですね。それと、リピーター、数が少ない中でも常に返礼品として90%というパーセントを誇っておりますので、そこにはすごい努力とか、そういうのがあって、そのときは一端しかお話しできませんでしたけど、ぜひ来てもらって、町長にもぜひ話を聞いてもらいたいなと思ったほどですね。やる気のある人というか、それと何回も申しますように、ふるさと納税がなくなっても、町にも入ってくる、生産者の方もずっと守られていくというか、そういう道筋を今後はつくっていくかなくちゃいけないのかなと思って提案をいたしました。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

ありがとうございます。波佐見町は、周年通じて陶器というような品物を持っておられるわけですね。ですから、うちはどうしても農産物が返礼品の主体ですので、先ほど言いましたように、時期によって返礼品がそろそろ時期と全くないような時期があるわけです。そういったところを考慮しながら、議員が言われましたように、うちも検討していく上では、いろいろな業者等を考えたいと思いますけれども、今のところとはにかく考えていないと。先ほど言いましたけど、大体何%ぐらいというふうなことは、ほとんど聞いてもあまり教えても

らえんとですたいね。委託業者に支払いされているのは、何%ぐらい支払いしよっと。そこがなかなか見えないものですから、どこかかのそういった情報をもらっておられればなと思って、委託した業者さんが何%ぐらいもらっておられるのかということをお聞きいただけたらと思って聞いたわけです。

○5番（待永るい子君）

玄海町は、8%ということでした、商社で。波佐見のほうは、教えていただけませんでした。

続きまして、2点目のもうかる森林施策についての質問に移りたいと思います。

昭和の時代、木材価格がよかったときは、退職された方は山を買って老後の生活費に充てられたと伺っております。私が高校のとき、インフルエンザか日本脳炎か、どちらかの予防注射があったとき、太良町の生徒だけは無料でした。鹿島や嬉野、白石の人たちから、よかな、何で太良だけただでよかとと言われ、私たちの町は金持ちやっけん、町からしてもらえるとと自慢げに答えたことを今でも覚えております。山持は金持ち自治体と言われていた時代でしょうか。そんな神話も昔話になるような、材木価格低迷の時代がずっと続いております。積み立てていた基金も少なくなり、町有林を多く抱える太良町としては、施策について悩むところも大きいかと考えます。この木材価格が、昨年頃より上昇しているとのニュースを聞きます。今年に入り、ロシアとの外交悪化で、ロシアからの木材が輸入されない状況になりました。重ねて、木材の価格上昇が叫ばれています。

このような状況を踏まえ、森林施策について1点目、木材価格はどのように変動しているのか。2点目、森林組合の木材販売による所得はどうなっているのか。3点目、製材所を建築したことで、安定所得につながっているのか。4点目、昨年からの木材価格上昇に対し、どのような対策を講じているのか。5点目、今後の森林施策について、どのような展望を考えているのか。

以上、5点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、もうかる森林施策についてお答えします。

1番目の近年の木材価格はどのように変動しているのかについてであります。森林組合の総会資料によりますと、令和元年度が1立米当たり平均1万1,580円、令和2年度が平均で1万1,586円、令和3年度が平均1万7,551円が木材の販売単価となっております。

2番目に、森林組合の木材販売による所得はどうなっているのかについてであります。森林組合の収入は、主に森林所有者から委託を受けて間伐などを行い、木材を販売した後、販売価格から必要経費を差し引いた金額を森林所有者に支払っており、そのうち販売手数料が森林組合の収入となっております。過去3年間の年度別の収入は、令和元年度が552万7,000円、令和2年度が388万5,000円、令和3年度が769万6,000円となっております。

3番目の製材所を建築したことで安定所得につながっているのかについてであります、令和元年度の取扱量が約56立米で、取引額が626万5,000円、令和2年度の取扱量が約197立米で、取引額が849万1,000円、令和3年度の取扱量が約65立米で、取引額が537万6,000円となっております。令和2年度の取扱量が多いのは、亀ノ浦の町営住宅の建設材として使用したため、多くなっているところがございます。森林組合としては、生産販売体制推進委員会の中で、多良岳材のPRや、森林組合と設計士、工務店の3者が連携した販売推進に取り組んでおられます。

4番目の昨年からの木材価格上昇に対し、どのような対策を講じているのかについてであります、質問の1番目でお答えしたとおり、令和2年度から比較し、3年度では6,000円ほど木材単価が上昇しております。町としては特段の対策は行っておりませんが、森林組合としては、個人所有者に対して間伐の推進を行われているようでございます。

5番目の今後の森林施策について、どのような展望を考えているのかについてであります、現在太良町の森林施策においては、森林の多面的な機能を生かしていくため、主に間伐を主体とした施業を行っております。町内の森林のほとんどが50年以上の林齢となっており、主伐の対象ではありますが、先ほど申しました森林の多面的特性として、災害の防止、水源の涵養、有明海の海の豊かさの醸成など、地域に対して多大な貢献が見込まれております。主伐を行うことにより、現在のように安定した森林に戻るまで30年以上かかることを考えれば、現在のまま間伐を中心とした施業での森林施策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

木材価格が一番高かったときはいつ頃で、どれぐらいの価格だったのでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

木材価格が一番高かったのはということですが、佐賀県の平均単価を申しますと、昭和50年代が立米当たり3万円前後、昭和60年から平成5年ぐらいまでが2万円前後で取引をされておまして、その後は1万円前後で推移しております。取引によっては、3万円以上で取引されたこともあるようでございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

令和3年度の実績でお尋ねをいたします。

町有林管理業務の中に計上されております森林環境保全直接支援事業委託5,914万7,000円の委託先と内容はどのようなものでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えします。

委託先が太良町森林組合でございます。事業内容といたしまして、町有林の除伐、間伐、

木材搬出に必要な作業道の整備などの事業費であります。事業費の30%が国、10%が県の補助であり、残りが町費であります。

以上です。

○5番（待永るい子君）

民有林林業振興事業委託補助328万7,000円の内容については、どうなっておりますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えします。

これについても、補助の交付先が太良町森林組合となっております。内容といたしまして、林業従事者の減少により、森林の適正な維持管理が危ぶまれている中で、森林の持つ多面的機能の維持を図るため、森林所有者への施業の推進、森林経営計画による森林管理の強化、また森林技術職員等の森林林業の担い手確保のための雇用条件の整備を図る目的の事業であります。

以上です。

○5番（待永るい子君）

それでは、森林整備担い手育成基金助成事業819万円の内容についてはどうでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

これも、交付先については太良町森林組合でありまして、事業内容といたしまして、森林の持つ多様な広域的機能の維持発展を目標に、森林整備の担い手の育成、確保、技術、技能の向上、職員の福利厚生の充実などを図る目的で助成を行っているところであります。

内容といたしまして、森林整備担い手育成基金から4分の1、町が4分の1の助成内容となっております。

○5番（待永るい子君）

この助成事業は、森林の後継者づくりのためというよりも、森林組合の職員の技術向上を目的とされているのでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

議員お見込みのとおりでございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、町有林の管理に係る費用と、町有林の間伐材の材価とその収益についてはどうなっているのでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

町有林の管理に係る費用と材価ということですので、町有林の間伐をしているところの事業費について申し上げます。

元年度から申し上げますと、元年度が4,326万4,000円の事業費に対して、町費が1,868万

5,000円、木材の販売価格が1,847万4,000円、収益といたしまして21万円のマイナスになっております。2年度は、事業費が4,771万円に対して、町費が2,411万4,000円、木材の販売価格が1,798万3,000円、収益が613万円のマイナスとなっております。令和3年度の事業費が4,584万2,000円、町費が2,489万1,000円で、販売材価が2,673万8,000円となりまして、184万6,000円のプラスとなっております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

製材所の建設をされましたが、建設された目的は何でしょうか。また、建設費の総額と町の補助金はどれぐらいだったのでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

建設の目的といたしまして、先ほどから申し上げておりますとおり、林業を取り巻く情勢がずっと悪化していく中、今まで育て上げた材に付加価値をつけ、少しでも高く販売し、森林所有者の所得向上に努めていくために建設されました。

事業費といたしまして、総事業費が8,164万7,000円、町の補助金が2,174万2,000円で、県も同額の補助を行っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

それでは、製材所を建設した建設費を、例えば何年で返還するとか、返還するためにはどれぐらいの木材を伐採するなどの計画は立てられているのでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

それについては、森林組合に問い合わせてみなければ分かりませんので、私が把握しておりません。

○5番（待永るい子君）

木材の丸太のままで出荷するより、付加価値をつけるために自然乾燥をするということでしたが、どれぐらいの需要があって、どれぐらいの付加価値がついたのでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えします。

製材所で製材した後の材ですけど、丸太のまま出荷した場合ですと、立米当たり1万7,000円ぐらいでありますけど、令和3年度に販売されたもので、製材量が65立米ありまして、販売価格が537万6,000円となっております。立米当たり直しますと8万2,000円程度になりまして、価格的には4.8倍ほどの価格で販売できたというふうになっております。しかし、材を丸太から製材するまでに50%ぐらい減るということですので、半分ぐらいの付加価値がついているということになりますので、2.4倍ほどの付加価値になっていると思われ

ます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

町有林で伐採していい状態まで育っている木材がほとんどだと聞いておりますが、具体的にどれぐらいあるのでしょうか。また、木材単価の上下による伐採計画は、臨機応変に実行されているのでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えします。

現在の町有林の面積が1,542ヘクタールありますけれど、そのうち町で管理している直営林が757ヘクタールあります。その中で、通常伐採していいという林齢が41年生以上でありますけど、それが81%ほどあります。

木材単価の上下で伐採計画を臨機応変に行っているかということですが、市場単価は常に変動しておりまして、町の予算や森林計画、また森林組合の施業計画からも考慮して、臨機応変に対応することは難しいかなと考えております。

以上であります。

○5番（待永るい子君）

同じ経費を使って仕事をするのなら、価格の安いときより、少しでも高くなったときに売るのが得策だと考えますが、木材価格上昇に対し特別の対策を行っていないと答弁されましたが、それはどうしてでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたけど、町の予算や森林組合の施業計画から考慮して、臨機応変に対応するのは無理があると思われまして、しかし、森林組合といたしましては、個人所有者に対して森林組合が対応できる範囲で、間伐の推進を行われているということを聞いております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

では、木材の価格が上がっても下がっても、値段には関係なく、一定量の伐採しか計画をしていないということでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えします。

おっしゃるとおり、町の森林経営計画というのがありまして、それによって木材をどれぐらい間伐するかというところを決めて実行しておりますので、それで行っている状態であります。

○5番（待永るい子君）

森林の多面性については、災害の防止、水源の涵養、有明海の海の豊かさの醸成などを挙げておられました。CO₂削減についての森林の役割はどのように考えておられますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

地球環境の面からいまして、森林は地球温暖化の原因であるCO₂を吸収することで、地球温暖化を遅らせる効果があると言われております。そのほか、大気の浄化、気候の緩和などがあると言われております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

CO₂の削減という面から、2つの事例を紹介したいと思います。

群馬県では、CO₂吸収量が多いセンダンを植林して、定期的な間伐でCO₂削減を高めておられます。富山県では、杉の粉と水のみを原料とする木紛塗料を開発されました。既存の塗料の多くは石油が原料で、採掘段階や製造段階でCO₂を排出いたします。木紛塗料のメリットとしては、1、CO₂削減、2、原料の木は熱伝導が低く、塗料にしたら断熱性があり、熱が吸収するため、加熱して圧縮すれば硬度が高まる。3点目、木材資源の有効活用、4点目、林業振興が挙げられております。今後は、そのような施策も必要になると考えますが、担当課はどのように考えておられますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

森林の多面性ということを考えまして、他県の事例とか、いろいろ参考にしていきながら、どういうふうな事業ができるか検討していきたいと思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

2024年から、個人住民税として1人当たり1,000円が森林環境税として徴収されます。この森林環境税を基礎として、森林環境譲与税が市区町村や都道府県に交付されると聞いております。この交付税は、使い道が決まっています。先ほどの木紛塗料開発などには、木材利用ということで使用が可能かと考えますが、これについてはどう思われますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

先ほど言われました森林環境譲与税につきましては、当初から利用目的について制限がありまして、県とも、もうちょっと弾力的に利用できないかということは今でも協議しているところであります。内容を吟味いたしまして、利用できるかを考えながら実施していきたいと思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

福井県では、ドローンを使ったレーザー測量や造林作業の運搬を行うことで、森林資源や境界の情報をデジタル化したり、遠隔操作機械による伐採で安全性を高めたりして、もうかる森林事業を目指しております。現在のような事業運営で、もうかる林業を目指せるかどうか、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えします。

現在の事業運営でもうかる林業を目指せるかということでございますけど、先ほど森林の多面性ということで、様々な森林の役割がいろいろありますけど、町長も言われましたけど、森林の皆伐をしてから、森林を元の機能に戻すためには、約30年以上かかります。皆伐をすれば、そのときはそれ相応の収入がございますけど、皆伐をした後、植林とか、いろいろ森林所有者に対する負担も増えてまいります。間伐を主体とした施業を行っていけば、森林の役割を維持したまま、森林所有者に対しては負担を求めないで森林の維持管理を行っていかると考えております。また、森林の多面的機能ということは、森林所有者以外の方に対して、金銭面では計り知れない効果があると考えておりますので、今後とも現在の事業運営を続けていきたいと考えております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

森林施業については、もうかる林業というより、森林の多面性とか、200年の森で材木を200年育てるなど、私たちの目では確かめようがない、そういう事例が多いのかなと感じました。所得が生まれないと、なかなか後継者も育ちにくいと思います。今後も、木材の価格変動による伐採をしないのであれば、乾燥や製材による生産を増やし、今まで以上の積極的な3者連携の販売推進をされることを強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

2番通告者、田川君、質問を許可します。

○7番（田川 浩君）

今回は、2点について質問したいと思います。

1点目、内部統制制度について、それと2点目が福祉行政の生活支援体制整備事業について質問いたします。

それでは、早速1点目の内部統制制度について通告書を読みます。

令和2年4月から、地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、内部統制の評価報告制度が導入されました。都道府県及び政令指定都市は義務ですが、市町村は努力義務とされています。この内部統制とリスク管理について、今回質問したいと思います。

1点目、内部統制評価報告制度の導入について、どう考えているか。2点目、職員に対してのコンプライアンス教育はどうしているか。3点目、山口県阿武町で発生した誤送金問題を、リスク管理の面からどう考えるか。また、本町では同じような案件に対して、どのように対応しているのか。

以上、3点について質問します。よろしくお願いいたします。

○町長（永淵孝幸君）

田川議員の1点目、内部統制についてお答えいたします。

1番目の内部統制評価報告制度の導入についてどう考えているかについてであります。内部統制とは、組織目標の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するための取組であります。地方自治法の規定により、担任する事務のうち、管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならないとされており、議員御案内のとおり、都道府県及び政令指定都市は義務であるが、市町村は努力義務とされており、導入については予定はありませんが、必要となれば今後検討してまいりたいと考えております。

2番目の職員に対してのコンプライアンス教育はどうしているかについてであります。太良町独自に情報セキュリティーポリシーに沿った情報セキュリティー運用研修や、随意契約ガイドライン研修、職員倫理規程研修などを行っており、また市町村振興協会が行う研修に参加し、コンプライアンスと公務員倫理等の研修を受講しております。

3番目の山口県阿武町で発生した誤送金問題を、リスク管理の面からどう考えるか、また本町では、同じような案件に対してどのように対応しているのかについてであります。本町の会計システムにおいて、山口県阿武町のような誤送金が発生する可能性は低いと考えております。リスク管理として、各担当課で振込データを作成し、チェック後に個人情報が含まれる振込データを会計課複数の職員でチェックし、データを専用回線で銀行に伝送しており、情報漏れはないと考えており、振込口座についても銀行側でもチェックが行われている状況であります。今回のような山口県阿武町で発生しました大金が一つの口座に振り込まれるという案件は、本町の体制においては考えられない案件だと思っております。しかし、このような人的原因によるリスクを回避するため、これからも引き続き関係各課でのチェック体制を継続していく必要があると考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

それでは、おのおのについて詳細を聞いていきたいと思いますが、内部統制につきましては、本当に難しい、内容的にですね。難しい概念でございますけれども、先ほども町長のほうからいろいろ説明してもらいましたが、私なりにいろいろな文献を見てまとめたので言いますと、大ざっぱに言うと、組織で事業をする上では誰でもミスをする、これを前提に、ミスを限りなくゼロに近づけるために構築するシステムと、そういったふうにも言えるかなと思います。ちなみに、自治体へ何でこれが導入されたかといいますと、始まりは、実はアメリカの民間企業からの話なんですけれども、2001年にアメリカの上場企業が、大きな会社が粉飾決算で破綻しました。うその報告、決算書を出して、それが明るみになって破綻したという事件がございました、大きな事件が。この企業について、様々な企業の不正会計が明るみになって、それでアメリカのほうでも法整備がされて、会計の不正やミスを防ぐこの内部統制制度、この整備と評価を経営者に義務づけるというふうになりました。それが、日本でも3年後ぐらいに、2004年ぐらいに似たような事件がございまして、一部上場の企業の一部にもこの制度が導入されることになりました。地方自治体でも、近年いろいろな不祥事などが続発しておりましたので、信頼性を高めるということで、この制度が必要とされ導入され、令和2年度4月からは都道府県、それと政令指定都市では評価報告が義務化されたということでございます。

この自治体の内部統制制度には、4つの目的がございまして、1つは業務の有効性及び効率性を追求するという、2つ目が財務報告の信頼性を保つということ、3つ目が事業活動に関わる法令等を遵守するという、これはコンプライアンスですね。それで、4つ目、最後が資産の保全ということになると思います。

それで、1点目ですけど、内部統制の評価報告制度の導入についてどう考えるかということで、先ほど、もちろん市町のほうでは現在努力義務ということで、義務ではありませんので、当面導入の予定はなしと、ただ必要な場合におきましては今後検討したいという回答をもらいましたけれども、それで、さっきの内部統制の目的の1番で、業務の有効性及び効率性を追求する、平たく言うと、いかに効率よくミスがないような業務を進めていくかということだと思いますけれども、このミスのない業務を進めていくために、現在どういったことをやっておられるのか、これについてはいかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

地方自治法においては、事務処理に当たっては最少の経費で最大の効果を上げるということで、効率的、効果的に業務を遂行することが求められる、それにミスのない業務を進めていくためにということでございますけど、太良町の総合計画においても挙げておりますけど、まずは職員の研修制度ということであっております。それと、高度化、多様化する町民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応できる行政組織の再構築が必要であるというこ

とで、行政機構の見直し、定員管理の適正化を行っております。それと、経営資源を有効かつ効率的に運用するために、事務事業の達成度や成果を重視した行政評価制度を実施しております。それと、PDCAのマネジメントサイクルを確立するとともに、行政内部の効率化、活性化を図るために、事務事業評価制度を実施しております。それから、情報資産を様々な脅威から防御することは、町民の権利、利益を守るために、また行政の安定的、継続的運営に不可欠でありますということで、情報セキュリティポリシーに沿った取組を行っております。それと、政策情報や財政情報など、分かりやすく積極的に公開するということが、情報公開の推進などを行っております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

先ほどの質問に対しまして、研修を開催するということから、行政評価制度の導入ですとか情報公開を進めるとか、いろいろ述べてもらいましたが、この中でいろいろ研修する中で、2番に行きますけど、コンプライアンス教育はどうしているかというものにつきまして、先ほど答弁のほうで、セキュリティ研修ですとか、市町村振興協会のほうで開かれる研修等に参加されているということでございましたけれど、コンプライアンス研修と私たちが聞きましても、内容的にどんなことをやっているのかというのがなかなか分かりづらいんですね。どの研修でもいいですので、例えばこの研修だったらこの内容のことをやっているとか、ありましたら教えてもらえればと思いますけど、いかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

市町村振興協会ということで、そこでいろいろなカリキュラムが行われておりまして、例えば新規採用職員に対するやつとか、採用後3年以上経過した職員の第1部研修、それと採用後6年経過した職員の2部研修等々、業務経験に応じた課題を受講研修している状況であります。内容につきましては、自治体職員としての基本である公務員の倫理の研修、それと憲法と地方自治、あるいは国と地方公共団体の関係などの地方自治制度、それと職員の種類や義務と責任、勤務条件などの地方公務員制度研修、あるいは住民満足度向上のための接遇研修等々に参加して研修を行っている状況であります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

様々、例えば倫理ですとか自治制度、地方自治の制度ですとか住民に対する接遇、そういったところまでやっておられるということで了解いたしました。

それで、3番に移りたいと思いますけれど、山口県の阿武町ですね。昨今いろいろマスコミ等でも話題になっておりましたが、これはあらましを申しますと、1世帯10万円の臨時特別給付金を送るということに対して、データを記録したフロッピーディスクと別に、誤

って対象者の人に全額振り込むという内容の振込依頼書が印刷されて、金融機関に届けられたと。その結果、その1人に4,630万円が誤って送金されたという事件でございます。それで、答弁のほうで、本町のほうではこういった同じような案件があったときには、こういうことが起こる可能性というのは低いと、考えられない事件であるということで答弁をもらいました。先ほど、何でもかといいますが、まずそういった同じような案件があった場合には、各課で振込データを作成し、そのチェック後にそのデータを会計課複数の職員でチェックをし、その後専用の回線、阿武町の場合はフロッピーとかだったんですけど、専用の回線で銀行に送っていると、ダイレクトですね。そういったことだったと思います。ただ、振込データはそうやって作って送るんでしょうけど、皆さんがチェックするというのは紙ベース、プリントアウトしたものを多分チェックされるんですよ。そういった場合、もちろん複数の職員さんでチェックすると。本当に大事だと思います。阿武町のほうも、何でもそのチェックがなされなかったのだろうと疑問なんですけれども、本町の場合、例えばこの同じ案件の場合、何人の職員のチェックをすることになるのか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○会計管理者（山崎浩二君）

回答いたします。

議員御案内の案件についてでございますが、まず最初からですけれども、臨時特別給付金についてですけれども、本町でも対象者の口座に振り込む作業があります。本町では、町長の答弁にもありましたように、まず担当課で振込データを作成し、振込の伺いを起案します。上司の決裁後、会計課に回ってきます。このデータの内容を会計課職員複数でチェックをし、専用の回線で銀行に伝送しております。また、振込口座についても銀行側でもチェックが行われております。よって、このような作業を経て各口座に振り込まれることとなります。結果としまして、紙媒体での依頼書は発生しないこととなります。会計課の職員が3名おりますけれども、3名でチェックを行っております体制ということとなります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

会計課は3名ということで、3名で執行するということでしたけど、その前に担当課、各課のほうでは複数でチェックされるということなんですか、それも。それはどうなんですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

伝票の決裁の件で、流れ的に言いますと、伝票を作成する職員を上司が決裁をするわけでありまして、金額に応じて財政課長、副町長と上司の決裁がずっと回ってきますので、担当課職員プラス決裁権者ということで、複数人ということになります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりました。その金額に応じて、担当課と、あと町長、副町長あたりまで入るところもあるという理解でいいと思いますけれど、ということは、3名プラス複数名という体制でチェックをしているということで理解をしたいと思います。

それで、今回いろいろ阿武町の問題では報道がありましたけど、今回の報道を受けて、特別本町のほうで再確認をした、そういったことというのはございますでしょうか。

○会計管理者（山崎浩二君）

回答いたします。

今回の報道を受けて、再確認をしたことなどはあるかということですが、まず今回のような案件が本町で発生する可能性があるのかと会計課職員で話をいたしました。そこで、振込データ作成から振込までの流れを再確認しました。関係課や銀行を含めた一連の流れの体制を再確認し、結果、本町で今回のような事案が発生することはあり得ないという結論になりました。また、一職員による故意の操作であっても難しいと思われまます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今回会計課のほうで、この事件を受けて一応流れ等々をまた再確認されたということで、安心をしております。

今回、内部統制制度とリスク管理について質問いたしましたけれど、内部統制の制度の導入につきましては、今後将来的に義務化されることもあるかと思っておりますので、研究などを引き続きしてもらいたいと思っております。また、リスク管理についても、現在の体制でできる限りの注意を払ってもらいたいと希望いたしまして、1点目の質問を終わりたいと思いません。

それで、生活支援体制整備事業ですね。2点目の質問に移っていききたいと思います。

通告書を読みます。

平成27年4月の介護保険制度改正で、生活支援体制整備事業がスタートしました。生活支援体制整備事業は、市町村の日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体を配置して、地域住民の互助による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるものであります。

本町での進捗状況などを質問したいと思います。

1点目、本町ではどのような助け合いが必要なのか。2点目、どのような体制で、どのような事業が進められているのか。3点目、事業を進める上での課題は何か。4点目、いつまでにどのような体制をつくり上げる計画であるのか。

以上、4点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○町長（永淵孝幸君）

田川議員の2点目、福祉行政についてお答えします。

1番目の本町ではどのような助け合いが必要なのかについてであります。住民同士の支え合いなど、見守りや声かけによる助け合いが必要と考えております。

2番目のどのような体制でどのような事業が進められているのかについてであります。事業体制については多良・大浦地区にそれぞれ1名、町全域に1名の計3名配置された生活支援コーディネーターが地域課題とニーズの把握を行うとともに、生活支援の担い手の育成、関係者のネットワークづくりなどを実施されております。また、住民と専門職が参加する協議体を月に一度開催し、地域課題解決に向け話し合いが行われております。事業につきましては、住民全体のボランティアクラブとして、窓拭きなどのちょっとした生活の困り事を解決するご縁クラブや、お話を聞いてくれる庭先おしゃべりクラブなどの活動をされております。その他、令和2年度と3年度は、佐賀県の公式ウォーキングアプリSAGATOCOを使い、ウォーキングイベントを開催されました。さらに、介護予防教室に参加されている方に対する筋力測定等も行われました。

3番目の事業を進める上での課題は何かについてであります。ボランティアの人材不足と、ここ2年間はコロナ禍により地域住民との話し合いをする機会がなかったため、ニーズ把握が困難だったとお聞きしております。

4番目のいつまでにどのような体制をつくり上げる計画かについてであります。国の指針として、2025年までに生活支援コーディネーターの活動を通じ、地域住民の相互協力を基本とした生活支援サービスの体制を構築することとなっております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

それでは、おのおのについて質問していきたいと思いますが、生活支援体制整備事業、これについてまずは説明をしたいと思います。

これは、まず大きく言いますと、今国で地域包括ケアシステムというものを構築しております。これは何かといいますと、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年をめどに、誰もが住み慣れた、自分が住んでいる地域で安心して暮らし続けることができるように、医療、介護、生活支援、介護予防、あと住まい、この5つの要素が連携しながら高齢者の暮らしを支える仕組み、これが地域包括ケアシステムというんですけど、この実現を目指しています。

この中の、今言いました医療、介護、生活支援、介護予防、住まいの、この生活支援の部分を充実させていこうというのが、この生活支援体制整備事業と思うんですけど、この生活支援の充実といいます。今後私たちが住んでいる太良町にとって、地域住民の互助、お互いに助け合うという互助による活動というものが、これからとても大切な事業になるのではないかと私は思いましたので、テーマとしてはピンポイントになりますけれど、今回質問のテーマとして取り上げております。

それでは、詳細質問をしていきますけれど、1点目、本町ではどのような助け合いが必要なのか、2点目、どのような体制でどのような事業が進められているのかということで、これは1点1点をまとめて質問したいと思います。

全国的には、生活支援体制整備事業というのは、平成27年から順次実施されてきました。本町ではいつからこの事業が開始され、また、今委託していると思いますけれど、委託料は幾らほどになっているのか、これから聞いていきたいと思います。よかでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

本町の生活支援体制整備事業は、平成28年4月から太良町社会福祉協議会に委託して実施しております。

なお、委託料につきましては、年額1,600万円となっております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

本町では、平成28年から社協さんのほうに委託をして、委託料が年間1,600万円ということでしたけど、その年間1,600万円の内訳、大体何に使われるのか、人件費、事業費、いろいろあると思いますけれど、その内訳について質問したいと思います。いかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

委託料の内訳についてでございますが、人件費が約1,311万円で、生活支援コーディネーター3名分の人件費となっております。事業費が約17万円で、内訳は活動車両の燃料費や講師の謝金等でございます。事務費が約272万円で、内訳は消耗品費や印刷製本費等でございます。

○7番（田川 浩君）

人件費、先ほどの町長の答弁でもございましたけど、エリア的には大浦エリアに1人担当ですね。それで、多良地区担当が1人と、それと全体を見れる人が1人ということで、合計3名の人件費ということで1,311万円使うと。あと、事業費としては車の燃料費ですとか講師の謝金とか、17万円ぐらいと。あと事務費としては、製本費等で271万円ですか、ということでしたけれど、あと、この体制整備事業につきましては、協議体を配置している。地域住民の互助による助け合い活動を推進していると。もちろん、生活支援コーディネーター、今の人件費の方ですね。それと協議体、協議体というのは分かりやすく言ったら話合いの場ですね。話合いの場を設置すると、配置するということですけど、これはどのような協議体で話合いが行われているのか、これについてはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

協議体についてのお尋ねですが、協議体は第1層協議体と第2層協議体の2つから編成さ

れています。まず、第2層協議体は、校区や行政区を対象としていて、その地域の困り事や生活課題について、地域の住民が主体的に住民の目線で話し合い、実践していく組織でございます。

次に、第1層協議体は、第2層協議体で解決できなかった生活課題について、町全体としての支援体制を協議するものです。地域住民と専門職及び関係機関が集まって課題を整理分析し、住民が主体的に活動できるようにするための検討や実証実験を行っています。

以上です。

○7番（田川 浩君）

第1層協議体とか第2層協議体とかに分かれて、一応話合いの場が持たれているということでもございましたけど、それによって地域のどんなニーズがあるのかというのを話し合っておられると思います。それで、先ほど町長答弁でもございました、その中でニーズを把握した上で生まれたものが、いろいろなボランティアクラブがあるというのが、先ほど紹介してもらいましたご縁クラブでありますとか、ウオーキングを開催されるクラブでありますとかですね。そのボランティアを行う方々のクラブ、いろいろなクラブがそのニーズを把握した上でできていると思います。せっかくの機会ですので、その方々のどういったクラブができて、そしてどういったメンバー、数だけでもいいですけど、メンバーがいて、それでどういったことを行っているのか、それについて、できれば全てのクラブを御紹介してもらえたらと思いますけど、よろしく申し上げます。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

幸せのまちづくりサポーターについてということで、5つのクラブをお答えいたします。

まず1点目は、移送クラブについてお答えします。

このクラブは、社会福祉協議会の公用車で、介護予防教室へ参加される高齢者を送迎されているボランティアグループです。また、このクラブは、令和2年度にコミュニティーバスのバス停にベンチを作製し、設置もされています。今後は、認知症高齢者の通院支援も本格的に実施をされる予定ということをお聞きしております。クラブ委員は5名で、昨年度の利用者数は3名でございます。

2つ目は、ながらウオーキングクラブについてお答えします。

このクラブは、ウオーキングをしながら道の清掃、危険箇所の確認、見守りなど、自身の健康増進を兼ねて福祉活動を行われています。クラブ委員は4名で、昨年度は7回開催され、延べ参加者は51名でございます。

3つ目は、庭先おしゃべりクラブについてお答えします。

このクラブは、認知症の方で日中独居の高齢者宅を訪問し、おしゃべり相手をされています。クラブ委員は6名でございます。

4つ目は、笑みネイルクラブについてお答えします。

このクラブは、昨年10月27日にぬくもいホームを訪問し、10名の方にネイルを使ったメイクアップセラピーを実施されています。クラブ委員は1名でございます。

5つ目は、ご縁クラブについてお答えします。

このクラブは、暮らしのちょっとした困り事応援団として、窓拭き、重い物の移動、粗大ごみの運搬、換気扇の掃除、電球交換等をされています。昨年末の特別ボランティア活動では、太良高校生11名を含む29名が高齢者宅24軒の窓拭きを実施されています。クラブ委員は14名で、昨年度は50回開催されています。延べ活動者数は120名でございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今、各クラブのことを話してもらいましたけれど、最後にありましたご縁クラブさんは、昨年末ですか、窓拭きをするということになりまして、新聞紙上のほうに載っておりましたので、それはよく覚えております。そのほかにも、移送クラブ、これは車で送り迎えを支援しているというクラブ、またながらウオーキングクラブ、これはウオーキングしながら清掃や見守りを行うというユニークなクラブだと思いますけれど、それとその他にも独居の高齢者の話し相手をする庭先おしゃべりクラブ、そして最後に福祉施設でネイルを実施してもらっている笑みネイルクラブという5つのクラブがあるということで承知をいたしました。

それで、3番に移りますけれど、この体制整備事業の事業を進める上での課題についてということで、町長答弁のほうで、まずはボランティアの人材不足があるというのは、ボランティアの数が少ないということですよ。ということと、昨今のコロナ禍で各地区に出ていって話す機会が少なくなったので、ニーズの把握がなかなかできなくなりつつあったということがありましたけれど、今出ました幸せのまちづくりサポーターというんですかね、さちサポですね。そのボランティアの方々の募集については、現在どうされているのか、これはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

ボランティアの募集についてお答えします。

それぞれのボランティア団体が、口コミによりサポーターを募集されているところでございます。

○7番（田川 浩君）

口コミで募集するのも、もちろんいいでしょう、一本釣りという面におきましてはですね。ただ、ボランティアというのは、いろいろ数が物を言うこともございますので、数が多いといろいろなことも対応も、件数への対応ができますし、また1人当たりの負担も少なくなるということで、これはボランティアの人間の数が多いにこしたことはないとは思っておりますけど、口コミだけではなくて、もっと派手にといいますか、大々的に、例えばケーブル

テレビを使うですとか町報を使うですとか、せっかくこういういい活動をされていますので、こういったことを多分やっていること自体もなかなか知らない方も、町民の方が多いかと思えますので、もっともっと大々的にやったらどうかと、募集してみたらどうかと思えますけれど、これについてはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

ボランティア団体から大々的な募集をしてみたいとの要望があれば、町報や町のホームページ等でボランティアの募集の記事を掲載することは可能と考えます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりました。ぜひ、皆さん町民の方々にこういう活動をしておりますと、そしてまたボランティアも募集していますということをお伝えしてもらいたいと思っております。

それで、最後の4番ですね。いつまでにどのような体制をつくり上げる予定かにつきましてですけど、この事業、生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーターとの協議体といいますのは、助け合いの活動の創出、充実に向けて、10年後、20年後、自分たちがどのような地域で暮らしたいか、その目指す地域像を見据えて、できるだけ多くの人たちが地域に関わっていただけるように働きかけをするものと考えます。その10年後、20年後の目指す地域像というのが描けているのかというのを質問したいと思いますけど、現在その理想像といいますか、目指す地域像というのが描けているのか、それともこれからそういった協議体とか、話し合いの場で作りに上げていくのか。それは行政がやるのか、委託先の社協さんがやるのか、これについてはどうでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

生活支援体制整備事業は、住民主体による生活支援体制を2025年度までに構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進するもので、事業の目的を高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように地域づくりを行うこと、そして介護予防活動に取り組むことにより、健康的で自立した高齢者を増やすこととしております。事業の実施主体は行政ですが、委託先を含め、地域住民の協力をいただいて、これから進めていく事業でございます。たくさんの皆さんに参加、協力してもらうのは、大変なことではあります。この事業の目指すものがあまりにも大きく、壮大で、どうつながっていくのか、イメージができない部分や成果が見えにくい側面がありますが、地域をデザインし、地域を経営する地域づくり事業として、国を挙げてやっている事業でございます。どうか御理解と御協力をいただきたいと思います。

○7番（田川 浩君）

分かりました。今の答弁によりますと、地域住民の皆さんの協力を得て、これから進めていく事業ということで、これからそういった理想像みたいなものをつくり上げていかれるものと思いますけれど、まず委託先の社協さんと行政側で、そこら辺のある程度のこういった理想像にしたいというところの乖離がないように、意思の疎通をしながら進めてもらいたいと思っております。

それで、質問的には最後になりますけれど、この体制整備事業の事業の点検評価、また報告、広報等、これについてはどうなさっているのか、これについて質問します。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

この事業の委託先である太良町社会福祉協議会から、年度ごとに事業報告があっており、その中で提案及び検証がなされているところです。また、広報につきましても、社協だよりにより掲載し、報告がなされています。本町としましても、町報や町のホームページ等を活用して、今後は積極的に事業報告を行っていきたいと考えています。

以上です。

○7番（田川 浩君）

ぜひ事業の報告につきましても、オープンな形で報告をしてもらいたいと思っております。

結びになりますけれど、今回は福祉でよく言われる自助、互助、共助、公助の中の互助に関することを質問いたしました。お互いで助け合うということですね。この互助のやり方も、各自治体の人口ですとか年齢構成、また医療や介護の施設の数ですとか、そこが提供するサービスの種類ですとか、いろいろなことが関係しまして、まさに100の自治体があれば100の種類のあるやり方があると思っております。本町にとってどのような姿が理想的な互助の形になるのか、しっかりと見定めながらこの事業を推進して行ってもらいたいと考えます。また、一人でも多くのボランティアの方が参加してくれまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

これで2番通告者の質問が終わりました。

3番通告者、山口君、質問を許可します。

○1番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1つ目が、運転免許証返納後の暮らしについて質問をしていきます。

本町は、運転免許証返納後の方にとって暮らしやすい町かを問う。

質問は、1つ目、本町で運転免許証を保持していない人は何人で、人口の何%に当たるか。2つ目、免許証を返納する理由は何か。3つ目、免許証返納後に暮らしにおける変化はどの

ようなことがあるか。4つ目、免許返納に際し、その後の暮らしなどを含めた行政相談の窓口はあるか。5つ目、免許証を返納した高齢者に対し、本町ではどのような支援を行っているか。6つ目、買物支援において、移動スーパーなどを検討しているか。7つ目、移動支援としてのタクシー券の配布及びコミュニティーバス運行の有効性をどのように評価しているか。

以上になります。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の1点目、運転免許証返納後の暮らしについてお答えします。

1番目の本町で運転免許証を保持していない方は何名で、人口の何%に当たるかについてであります。令和4年3月末の佐賀県が把握する太良町の推計人口は7,944人、県警運転免許課の把握する免許人口は5,811人から試算しますと、保持していない方は2,133人、人口の26.9%に当たります。

2番目の免許証を返納する理由は何かについてであります。運転に不安を感じる高齢者の方やその家族等が、交通事故を起こしたくないことが理由であると思われま

す。3番目の免許証返納後に暮らしにおける変化はどのようなことがあるかについてであります。移動に不便を感じるが増えてくるのではないかと考えられます。

4番目の免許返納に際し、その後の暮らしなどを含めた行政相談窓口はあるかについてであります。免許返納者に対する特定の窓口はありませんが、相談内容に応じたサービスの受付を各担当窓口で行っております。

5番目の免許証を返納した高齢者に対し、本町ではどのような支援を行っているかについてであります。現在65歳以上の免許返納者で、かつ1人でコミュニティーバスに乗降できないか、バス停から500メートル以上離れているところに居住している方に限りタクシー券を配布いたしておりますが、現在、免許を返納した方は、その他の条件をつけずに、最初の1回に限りタクシー券かコミュニティーバスの回数券のどちらかを1年分配布することを検討しております。

6番目の買物支援において、移動スーパーなどを検討しているかについてであります。移動スーパーなどは考えておりません。必要があった場合には、検討してまいります。現在は、町内の1商店がボランティア的に移動販売で対応されております。また、太良町社会福祉協議会が介護保険サービスで生活機能の低下が認められた方と介護保険の要支援1、2の認定を受けている方を対象に、買物支援を実施されております。今年3月から、認知症サポーターとしてチームオレンジたらが結成され、買物時の付添いや支払い支援を行われております。

7番目の移動支援としてのタクシー券配布及びコミュニティーバス運行の有効性をどのように評価しているかについてであります。令和3年度のコミュニティーバスの年間乗降者

数は1万5,584人です。事業の収支バランスは取れておりませんが、交通弱者対策として一定の有効性を発揮していると認識しております。タクシー券につきましては、令和3年度で123人に6,444枚配布しており、うち3,662枚が使用され、未使用が2,782枚であり、配布枚数は充足していると言えますので、コミュニティーバスの補完施策として機能していると認識しております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

返答をいただきました内容から、もう少し深掘りしていきたいと思います。

最初に、免許を返納するということが、人生において大きな変化になるのではないかなということを考えています。車で買物に行ける、病院に行ける、例えば役場に行けるという移動の自由を確保しているという状態から、自分で歩いていける範囲に行動が制限されていくということで、かなり大きなストレスになっていると思います。

最初の質問で、免許証を保持していない方の人数をお伺いして、これは人口の26.9%、27%の方が免許証を持っていないと。ふだんから車に乗っていないということになります。これが、5年後、10年後にどういうふうになっているかというのを試算したら、例えば33%から40%ぐらいの方が免許を持っていないということになります。それは、高齢者の方の数が人口の分布的に多い。それで若年層は少ないという、当然の数を数えれば分かることなんですけども、その4割の人が例えば免許を持っていない町に、太良町が今後10年以内になるということです。これは事実です。それで、4割の人が免許を持っていない、車に乗れない町ということは、発想の転換が必要になってくると思います。今まで、例えば15%とか20%の人が免許を持っていないという状態、もちろん子供とかも含めてですけども。それから4割とかになってきたら、車に乗らう人のほうが昼間は珍しかつちやなかんねというぐらいの絵が想像できます。

それで、一番重要なのは、住みたいところに住んでいるというのをその人が納得してやっているということだと思いますので、例えば4割、運転免許証を持っていない状態、5年から10年後にそういう状態になったときに、行政的にはどういうところに今から検討なり着手をするべきなのか、今考えられることについてお伺いをしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

議員の御想定では、町民の約4割の方が免許を持っていない時代が到来するのではないのか、それに対して自治体がどう対応することができるのかというような御質問だったと思います。

現時点で言えますことは、現在コミュニティーバスを運行しておりますけれども、多良地区のほうはそれなりの利用率がありますけれども、大浦のほうはまだまだ利用率が低いという

こと、それとタクシー券も配布いたしておりますけれども、まだ残りがあるというような、全部は使っていらっしやらないという状況もございます。そういったことから、今後そういったことで利用率をどうやって上げていくのかという工夫は、1つ必要になっていくのかと思います。それと、当然のことながら、御家族の方々の御支援というのも当然必要になってくると思います。それは同居に限らず、同じ町内、または隣接した自治体ぐらいのところにお住まいのお子様やお孫様がいらっしやったら、積極的に支援をしていただくというものも必要であると思います。また、少し話が飛びますけれども、例えば交通の便が悪いところにお住まいの方は、転居ということも、町内のどこか条件のいいところに転居されるということも、現実的に可能かどうかは分かりませんが、住民の方々からも住居の選択、今ここに住んでいるから、ここでどうにかしてほしいだけでは、なかなか回らない時代が来ると思います。そういったことも想定していきながら、考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。従前から、町を小さく取りまとめるコンパクトシティという言葉がずっと昔からありますけれども、現実的にはなかなか難しいということではございますけれども、そういった視点も含めて対応していかないと、なかなか難しい時代がやってくるのではないかとこのふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

返答いただいたところが、今現状として、政策、施策としてコミュニティーバスだったりタクシー券の配布というのを近年既に行われていて、コミュニティーバスについてはやってみないと分からないという部分もあるかと思っておりますので、今情報を取りながら、ユーザーさんの声を聴いて改善をされているところだとは思っています。もちろん、コミュニティーバスを10台ぐらい走らせて、どんどんどん回っているという状態がいいんだろうとは思いますが、さすがに財政的な限界とか、そういったものもあるかと思っておりますので、そのあたりはしっかりとユーザーさんと話をしながら、現実的な落としどころを探っていただきたいなと思います。

免許証を返納する理由というところで、例えば視力が悪くなってきたとか、判断が自分でも鈍くなってきたというのを感じたとか、ほかの家族から免許返納を勧められたとか、いろんな理由があるとは思っています。それで、これは毎年大体何人ぐらいの方が返納されているのか、そういったところを御存じであれば教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

太良町では、令和3年から、警察署から15キロ以上離れているということで、そういう免許返納の代理申請という形でやらないかんと、警察のほうからもありましたので、県内では基山、玄海、江北、それで太良町が4番目の代理申請の自治体であります。令和3年度

の実績で申しますと、1年間で12件の方が免許返納されておりまして、令和4年度に入ってからはまだ1件でございます。鹿島警察署の全体でのデータで、古いんですけども、平成29年が太良町全体では34名が返納されていると。30年度が40人返納されている。元年度が32人ということで、少し古いですが、そういうデータが出ております。

以上です。

○1番（山口一生君）

毎年10名から30名、いろいろ幅はあると思うんですけども、返納をされている方がいるということですね。この返納をしている方はまだいいと思うんですけども、聞いたところ、本人も知らないまま失効しているケースもあるということがああるんですけども、行政の認識はどうでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

警察の担当の方にそのような話を聞いたことがありますけど、少なからずいらっしゃるということで、もし失効して、その後また免許が必要な場合で、取り直しに来られる方も少なからずいらっしゃるということを知ったことがございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

本人も知らないうちに、更新を忘れていたとか、よくあることだと思うんですけども、例えば免許が失効してしまった状態で、その状態で免許を返納したときに、運転免許証を持っていましたよというような書類がもらえると思うんですけども、失効した場合、そういったものはもらえるのでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

運転の経歴証明書のことだと思いますけど、これは有料でございまして、当然失効をした方は申請をしても出ないということでございますので、今現在の事務手続上、自主返納をして運転経歴証明書が必要ですかという問合せをして、必要ですという方についてはその分についても交付申請をしていただいていると。ただし、本人の有料でございまして、そういう方もいらっしゃるということでございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

免許証を返納すると、運転ができないというのはもちろんですけども、今まで使っていた身分証がなくなってしまうということもあって、本人が多分思っている以上に不便になる部分もいろんな面が出てくるのかなと思っています。

それで、例えば失効を未然に防いだりとか、免許の返納を本人が納得した形で行っていく

というのを支援するために、行政から情報を出したりとか、そういった広報をしていく、もしくは今までされていることがあると思うんですけども、そういった免許返納に対して行政的な取組が今まで、もしくは現在あれば、教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

免許失効のお知らせといいますか、それにつきましては、個人で例えば前回の免許更新のときに何がしかの経費を払って、交通安全協会ですか、そこに払って、その方にはお知らせが来るという、そういう制度がございますけど、失効するので来てくださいという、そういうのが1枚来るだけで、例えば町としてそういう方にアプローチをする、そういう制度のところは今までもございませんし、今のところ予定もございません。

以上です。

○1番（山口一生君）

自分がそういった免許を返納するような状況になっているという方は、自分から動いたりすることも結構あると思うので、できればそういった注意喚起とか興味喚起をするような案内を、行政の側からもしていただけるといいのかなと思っています。

それで、免許を返したら、自分の生活はどういうふうになっていくのかというのが、あまりイメージがつかないと。今まで何十年も車に乗って生活をしているわけですので、それを返してしまったらどうなるかというのは、ぎゃんことやったら返さんぎよかったみたいなこともよくあると思います。しかし、実際に運転をやめたほうがいいんじゃないかなというのを周りの人が勧めるケースもあると思います。それは、本人がちょっと危ない運転をしているように感じるとか、もしくは事故を起こしてしまったとか、そういうので客観的に返納を勧めるケースも出てくるとは思いますけれども、そういうときに本人が、例えば行政的な手続も多数必要になってくるので、その返納に際してどこに相談をするかというのは、思いつくのは役場かなと思うんですけども、今私が例えば免許を返納したいという人だったとして、どこの課の誰に何を聞いたらいいいんですかね。今イメージがあまり湧いていなくて、役場のどこに行ったらいいのかというのを教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

現状の返納手続でございますけど、当然役場窓口にはいらっしゃって、例えば窓口でそういう申出をされたら、総務課の防災係に連絡が来るように手配をしてございまして、そこで担当者が説明を行って、書類の手続をそろえていくこととなりますけど、現在毎月第2、第4の火曜日の午前中に受付をしていますということで、その受付をした午後には警察のほうに届けなければならないという、そういう時間的なあれもありますので、現在のところ第2、第4火曜日の受付になっております。

以上です。

○1番（山口一生君）

取りあえず、どれかの課に行けば、総務課のほうにつながると。もしくは、総務課のほうに直接行って質問をすれば、答えてもらえるという認識をしています。

それで、この返納をするときに、じゃあこれから移動はどうしようというのを考えると思うんですけども、もちろん家族にお願いをして、どこか、病院へ行ったりとか買物へ行ったりできる方はいいですけども、どうしても家族が近くにいないというケースも多く見受けられます。そういうときに、ここで書いてありますけども、現在返納直後の1年間に限りタクシー券もしくはコミュニティーバス利用券の配布を検討しているということで答弁をいただいていますけれども、こちらの詳細について教えてください。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現在のタクシー券の配布要綱では、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、停留所から500メートル以上離れているとか免許を持っていないとかという条件の方だけでしたけれども、免許を返納されたという最初の年だけは、特別にタクシー券またはコミュニティーバスの乗車券のどちらかを選択していただいて、それを1年分交付する方向で今検討をいたしております。まだ、今のところは要綱もつくっておりません。その方向性で検討中でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

早急にこういったところがどういう施策になるのかというのが、町民さんのほうに見えてくるといいのかなと思っています。今後増え続けていくものですので、早急な対応を検討していただきたいです。

それで、6つ目の買物支援ということで質問をしています。

買物支援は、もちろん毎日御飯を食べる必要があるのですが、どうしても買物に行かないといけないということで、交通の手段がない方にとっては、重い買物袋を抱えてコミュニティーバスに乗ったりするのは大変な部分もあります。こちらのほうに、移動スーパー等の運営というのは考えてはいないということになりますけれども、例えばほかの自治体とかで移動スーパー、行商等をやるに当たって、そういった業者もしくは民間事業者の支援をしますというようなケースもありますけれども、そういったところについては、例えば参入をしてもらおう、そういう移動スーパーに参入をしてもらおうということに対する支援は、現在のところどうお考えでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

買物について、一番免許を返納して困られるとは、高齢者とか何か、一人で家族もいない

という方だろうと思っています。そういったことで、買物支援について先般社協との話合いの中で、こちらのほうでいろいろな、先ほど来あっているように、ボランティア的にもやってもらったりしておりますので、そういった方がどのくらいられるのか。そして、どういった支援をして、買物支援をしていけばいいのかと、いろいろ協議しながら、関係者がですね。していったって、将来的に、先ほど議員が言われるように、買物難民というのがまた増えてくる可能性があるので、町とほかの団体で協議してみようかという話合いをしております。

しかし、その中で今現在1人の方がボランティア的にやっております。だから、その方の、今度は業を圧迫するようなことがあってはなりませんし、そこら辺の総体的なことを含めて検討していくというふうなことで社協とはお話をし、局長も一緒に考えていきましょうかというお話はいただいております。

以上です。

○1番（山口一生君）

民業圧迫ということで、今されている方のお仕事を行政が蹴散らすとか、そういうのがあってはいけないという理解をしていますけれども、やるかやらないかというところで考えると、こういう機能が町に必要なようになってくるんじゃないかなということを考えています。昔の話を聞くと、結構行商で山間部とか、そういったところに毎週土曜日に来られていたとか、毎週何曜日に来られていた、そういうお話をされる町民さんもいらっしゃるって、皆さんそういうのを頼りにしていた部分もあったのかなというふうに考えています。なので、その本人が行きたい先に、無制限にいつでもどこでも連れていくというのは、実現が難しいかもしれないですけども、地域と連携をして、必要最低限のものはそういったところでお買物ができるとか、近くの集会所とかで何か買物ができるといえることができれば、皆さん安心して、安心してというのはおかしいですけども、免許返納に対するストレスが多少緩和されるのかなというふうに思います。人口の3割、4割が免許を持っていないとなると、人口の3分の1が持ってないとかということになりますので、それは大きな問題として、今後考えていく必要があるのかなというふうに考えています。

それで、この移動支援としてのタクシー券の配布とかコミュニティーバスについて、事業の収支のバランスが現在取れていませんということで回答をいただいております。これも、特にコミュニティーバスは失敗しやすい政策の一つで、コストはかなりかかるけれども、そのかけたコストに対してどういうふうに行政と町民がその事業を評価するかというのが、どこの自治体でも悩んでいられることだと思います。特に、この事業の収支のバランスが取れていないということの原因と、今後どういうふうに改善を検討しているか、もしくは実行を予定しているかというところが分かれば、教えてください。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

コミュニティーバスの収支のバランスが取れていない原因でございますけれども、これはコミュニティーバスの乗車料金が格安であるからであります。全体の1年間の運行費用が2,200万円ほどかかっております。それに対しまして、運賃収入が79万円でございます。なので、全く収支は均衡しておりません。その中で、国からの補助金が590万円ほどあります。それと過疎債、これが670万円ほどあります。あとはふるさと応援寄附金を充当いたしております。そういったことで、もろもろ計算をいたしまして、過疎債の交付税措置分を引きまして、完全に町の手出し分を計算いたしますと、大体年間で1,060万円ほどになります。なので、年間1,060万円でコミュニティーバスを運行しておるという状況でございます。これを高いと見るか、安いと見るかでございますけれども、担当といたしましては、町民の足の確保のためには、行政として必要な経費であるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

行政的な手出しとして1,060万円で、運賃の収入として79万円ということで、もらう運賃だけで全てを賄うというのは難しいのかなと。その代わり、行政的な交通支援について、必ず必要になる施策であるという認識を私もしています。

それで、こういったコミュニティーバスに乗れない方、タクシーを使われたりするんですけども、タクシーも町に何台もあるわけではないので、待ち時間が発生しているとか、そういうのがあるかと思います。これで見ても、タクシー券の発行枚数に対して使用済み枚数が3,662枚ということで、未使用が2,782枚ありますと。使いたいけれども、タクシーの限界を超えている部分もあるのかなと思いますけれども、タクシー券の配布については、枚数とか施策の評価についてはどういうふうにお考えですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

タクシー券につきましては、コミュニティーバスでカバーできない部分を補完する形で配布をいたしておりますが、実際のところ、配布枚数よりも使用枚数のほうがかなり少ないということでございますので、余っているという状況でございます。これにつきましては、どのように評価すべきかというのは担当といたしましても迷っているところでございます。もしかしたら、もったいないから使わずに持っておこうというふうにお考えになっておられるのではないかと想像いたしましたが、大体タクシー券というのは単年度で有効期限が切れますので、そんな持ち方の方はいらっしゃらないし、毎年度申請をされておられますので、そういった勘違いもないだろうということでございますので、タクシー券が余っていることにつきましては、どう評価していいのかというのは私どもも少し悩んでいるところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

こちらも、使わなければ使わないということで、行政的な財政の負担が、無駄は少ないけれども、施策としての有効性を図る上で、もう少しデータが欲しいというようなところかなと思います。ユーザーさんというか、タクシー券を実際に使用されている方にぜひ意見を聞いていただいて、使い勝手等、そのあたりの足元の事実を積み重ねていただければなと思います。それで、タクシーを利用する際も、認知症の方がタクシーを呼ぶケースがあつて、ほかの方がタクシーを呼んだんだけど、本人は呼んだ覚えがなくて、ほんま何しに来ちゃったとやろかみたいな、そういうことになることもあるので、だんだんとそういったところのかみ合いが悪いというか、そういったことも今後出てくるのかなと思いますので、今やられている施策はもちろん初めてのことだと思うんですけども、しっかり費用対効果等を計測してもらって、町民に対して情報を発信していただきたいなと思います。

運転免許証の返納について、困ったときは取りあえず総務課に行っていただいて、返納をしないでそのまましていた場合は、これが失効してしまうケースがあるので、もし検討を始められる方がいれば、相談をいただくということで理解をしています。

以上になります。

では、次の……。

○議長（坂口久信君）

山口君、質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時1分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（山口一生君）

2点目の質問に移りたいと思います。

2点目が、空き家の活用についてということで質問をします。

増え続ける空き家問題についての具体的な対策を問う。

1つ目が本町における空き家は何件あるか。2つ目、空き家バンクに登録されている物件は何件か。3つ目、空き家の有効活用に向けて、本町ではどのような支援を行っているか。4つ目、移住についての問合せは直近5年間でどれほどあるか。5つ目、空き家の有効利用に向けた課題は何か。また、それに対する対策は。6つ目、空き家に付随する畑や山林が放置されているケースがあるが、それに対する対策はあるか。7つ目、家や土地の相続等で相談できる窓口は行政にはあるか。

以上、7つになります。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の2点目、空き家活用についてお答えします。

1番目の本町における空き家は何件あるかについてであります。令和3年7月調査時点で208件を把握しております。

2番目の空き家バンクに登録されている物件は何件かについてであります。令和4年5月末現在で家屋8件、土地3件であります。

3番目の空き家の有効利用に向けて、本町ではどのような支援を行っているかについてであります。空き家情報バンク制度により、空き家登録者及び空き家利用希望者のマッチングを行っております。また、移住・定住促進事業として、仲介手数料補助、家財処分等補助、所有者等改修補助、利用者改修補助、空き家解体補助を実施しております。4番目の移住についての問合せは直近5年間で何件ほどあるかについてであります。空き家情報バンクの関係での問合せは、5年間累計で292件であります。

なお、そのうち町外からの相談は137件であります。

5番目の空き家等の有効活用に向けた課題とその対策についてであります。土地建物の所有名義人と管理者が異なることがあり、空き家バンクに登録する前に所有権移転を済ませていただくことが一つのハードルとなっております。この対策は、個別に司法書士等に相談していただくしかないという状況にあります。また、空き家バンクに登録を希望される家屋が著しく傷んでおり、居住に耐え得ると判断できず、空き家バンクへの登録をお断りする場合があります。これについては、購入や借りる側に立って考える必要がございますので、避けようのない課題であると思っております。

一方で、優良な物件であるにもかかわらず、賃貸や売却を考えておられない所有者もおりますので、空き家が空き家のままとまっている状況もあります。

6番目の空き家に付随する畑や山林が放置されているケースがあるが、それに対する対策はあるかについてであります。畑や山林について、基本的に所有者が適切に管理されるべきと考えております。山林については、その所有について所有権移転等の制限はありません。畑の所有権移転については、太良町では農地を3,000平米以上所有している人でなければ農地を取得できないことになっていましたが、空き家に付随した農地については、令和4年4月6日に、太良町空き家に付随した特例農地の指定取扱要領を定め、空き家に付随した農地について、農業を営んでいなくても農地を取得できるように要領を改訂したところであります。

7番目の家や土地の相続等で相談できる窓口についてであります。町には窓口はございませんので、毎月第2金曜日にしおさい館で行われている無料法律相談を御利用いただくか、法テラスもしくは関係の専門家等に御相談いただくことになると思っております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

空き家の数が令和3年度7月時点で208件で、空き家バンクに登録されている物件が家屋で8件、土地3件ということで、空き家バンクに登録されている空き家の数というのは、全体の大体4%ということになります。それで、情報が少なければ、なかなかマッチングするのも難しい部分もあるかと思うんですけども、この空き家バンクに登録されている家屋が8件なんですけど、これを増やす、例えば空き家バンクに登録されている20%を登録したいとか、30%登録に持っていきたいとか、そういった目標というのは今現在ありますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現在のところ、希望者ベースでの御対応だけをさせていただいております。空き家の数のパーセンテージを示して、そこに目標を持っていくような方向性では、今のところは仕事をしていない状況でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

本人に確認を取るのが難しいケースとか、家族に連絡が取れないケースとか、以前断られているとか、いろんなケースがあるかと思うんですけども、空き家の持ち主にコンタクトを取ることがあるかと思うんですけども、この空き家208件のうち、どういうふうに連絡をするか、連絡先が分かっていないような空き家というのも存在するのでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この208件の空き家につきましては、各行政区の区長さんに地区内の空き家をカウントしていただいた数字を積み上げたものでございます。当然、もともとは誰が住んでいた家なのかということは御存じだと思いますけれども、今現在その財産を誰に問い合わせればいいのかというのは、恐らく部落のほうでも全て御承知のことではないと思いますので、なかなかそこらはきちんと把握できていないというところでございます。数は、現況をそのまま、外観を見て空き家だということカウントしているだけでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

前から、昔聞いたときは200件ぐらいで、今は208件ということで、順調に空き家が増えていっていると。順調にというのは言い方がおかしいかもしれないですけども、今後、年間例えば10件程度空き家が増えていくとかになってしまうと、結構な数に上るなど。そんなに早くは増えないと思うんですけども、実際に行政的に把握をしている空き家が空き家のまま放置されていることについての悪さ加減というか、デメリットについては、どういうふうに把握をされているか、その問題化についてお伺いしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

空き家が増えていくというのは、端的にそこの地域の人口が減っていったということを実に表す現象であります。地域から空き家が増えていきますと、当然地域の活力も下がっていくので、コミュニティーの活動も衰えていく。また、ある程度の人口の集中がないところには、お店とか、そういったところの通常の日々の生活に必要なインフラも不足、撤退していくような状況になるとも、そういったことも考えられると思います。そういったことから、空き家の増加というのは社会基盤的にも問題であるということ、それと防災と治安の面からも、空き家が増えていくと、なかなか危険になっていく。また、害虫や害獣のすみかとなると、環境衛生上もよろしくないということで、なかなか問題はたくさん増えていくものだというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

まず、空き家を放置していいことというのは、なかなか少ないのかなというところで、私もそういうふうに認識をしています。

町としては、仲介手数料の補助とか家財処分等補助とか所有者等改修補助、利用者改修補助、空き家解体補助ということで、空き家を取り扱う上でいろんな手数料がかかったり、リフォームのお金がかかったり、解体するのにお金がかかったり、そういった部分に各種助成を運用されています。それで、こちらのほうで、私が空き家のことでいろいろ話を聞いていると、よくあるのが、何ば捨ててよかか分からんと。どこから、空き家になって、置かれたままの家財道具とか、そういったものの整理について、なかなか取りかかるのが難しいと。本人でなかったりとか、家族であっても、自分が住んでいなかったら捨てにくいとか、そういうのがあります。こちらの家財処分等補助というのがありますけれども、こちらの内容について、もう少し詳しく教えてください。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

家財処分等補助につきましては、所有者等が売買及び賃地をするために、不要物の処分やハウスクリーニングを行うための費用を対象といたします。ただし、例えば仏壇とか、そういったものがあつた場合、魂抜きとかをされることあると思いますが、そういった部分の費用やお布施など、空き家の解体補助と同一年度に行う費用は対象外とするというふうなことになっておるところでございます。この補助金の限度額は、1件当たり10万円でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

家財道具を処分する、家の中から出してきれいにするというので、10万円補助が出るということなので、今家族が持っている空き家とか、そういったものをどうしようかと悩んでられる方に、ぜひ伝えたい内容だなと思っています。

それで、家族本人が、空き家になっているということは誰も住んでいないということなので、それを片づける担当というか、片づけるのに興味がある方というのは、町外に住んでいるケースが多いと思います。そういった人たちに、例えば家財道具の処分についての補助がありますとか、そういった解体するのに補助がありますという情報は、今のところ伝わっているのでしょうか。どうでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現段階では、対象者は不特定多数となりますので、町のホームページによる情報提供のみとなっております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

人口もたくさんいますので、ピンポイントで連絡先を探して、その方に案内をするというのがいいかなとは思いますが、そういったところができる可能な範囲で検討をいただければなと思っています。

それで、今回空き家を取り上げている最大の理由というのが、太良町に移住をしたいという方の問合せが増えているというのを聞いています。私も移住について、太良町はどがんとこやろうかみたいな、住むところはあるんでしょうかとか、仕事は何かあるんでしょうかとか、そういう問合せを受けることが多くなってきました。コロナが始まって、人の考えも少し変わってきた部分もあるのかなというのがあって、太良町のような自然が豊かなところに、子供が生まれたので移り住んでみたいと。子育ての支援も充実しているから、そういったところも魅力だねと言っただけのことが増えてはきました。しかし、家がないと、なかなか移住というのは難しいですね。テントで生活するわけにもいかないし。なかなか、その家が、屋根があって初めて、生活をスタートできるというところがあると思います。

それで、移住についての問合せの件数をお伺いしましたが、空き家バンク関係での問合せが292件、うち町外からの問合せは137件ということで、この137件問合せがあったうち、成約というか、空き家バンクを通じて借手が見つかった、もしくは購入する方が見つかったというのは、この292件のうち何件ぐらいになるのでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

令和3年度では、成約数が9件あって、そのうち県外からは1件でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

9件で、県外から1件ということで、何もゼロではないと。それで、交渉が進んでいる物件もあるということで、理解をしました。

これは、優良な物件があったとして、これを貸し出せたらいいなど。だから、移住したい人がいて、貸し出せたらいいなどと思うことがあると思うんですけども、そういった、ここに優良な物件だが、賃貸や売却を検討していない方もたくさんいらっしゃる。そういった方を、例えばもう少し考え直していただく、賃貸をしていただくとか、売却をしてもらう。そうしないと、町の中に空き家が増えて、悪影響があるということを理解してもらう必要があると思うんですけども、そういったところで優良な物件についてももう少し細かく見ていくことというのは、行政的には不可能なんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

これにつきましては、非常に難しい問題だと思っております。よい物件であっても、そしてそこが今使われていない家であっても、行く行くはそこに帰ってきて、戻ってきて住みたいという御希望を持っていらっしゃる方や、本宅は別にあるけど、二次的にその家を使うことがあるからなどなど、事情によって様々な事情がございますので、一概にこの家はきれいだから、空き家バンクに登録せんですかというふうにこちらのほうから投げかけていくというのは、今のところは難しいのじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

個人の資産であったり個人の権利であったり、いろんなところに抵触するおそれがある、センシティブな部分もあるかと思えます。しかも、例えば誰か住んでおられたけれども亡くなられたケースとか、個人の思いとかもありますので、他人がずかずか入っていきけるようなケースというのは、ほとんどないのかなというふうに思えます。しかし、空き家を空き家のまま放置するというのが、コミュニティーにとっても町全体にとっても悪影響があるということは、皆さんに知っておいていただく必要があるのかなと思えますので、そのあたりの情報の発信というか、ウェブサイトなり、町が発行する情報誌などで、そういったところの周知をしていただいたほうがいいのかと思っています。

それで、私が移住をしたいと検討をされている方から聞いたケースで、太良町に移住したら農業をしたいということで言われるケースもあります。もちろん、船を買って海に出るというのはなかなか難しいので、例えば耕作放棄されているミカン畑とか田んぼとか、そういったところが多少あれば、そういうところから自分で野菜を作ったり果樹を作ってみたりとかという経験ができるので、そういうところから始めてみたいという方もいらっしゃいます。

それで、6番目に空き家に付随する畑とか山とかあるんですけども、それを太良町空き

家に付随した特例農地の指定取扱要領を新たに定められて、それによって空き家に付随する土地に関しては扱うことができる、農家でなくても取得することができるということを言われていますけれども、こちらについてもう少し詳しく教えてください。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

農業を営んでいない方が農地を取得するためには、様々な条件をクリアする必要があります。今回定めた空き家に付随した特例農地の指定取扱要領というものは、農業委員会といたしまして、農家数の減少や遊休農地の増加を食い止める対策として、農業に興味を持ってもらえるようにということを目的として、企画商工課で取り組んでいる空き家情報バンクに登録している空き家に付随した農地がありまして、その空き家と一緒に農地も取得したいという方のために定めたものでございます。太良町では、3,000平米以上の経営面積を持っているか、または農業を営もうとする人以外は農地を取得することはできませんけど、空き家情報バンクに登録してある空き家に付随した農地については、その条件を1平米といたしまして、空き家を取得する人に対し、農地を取得しやすいようにする措置であります。

○1番（山口一生君）

これまで、農地と言えば農地法等々で厳格に管理をされている、簡単に取得ができないような法律になっていたんですけれども、それを町の要領を変更することによって、一部家の近くであれば取得できるようになると。これは、例えば外国人の金持ちの方が、太良町よかやんとなって、家を買ったら畑がついてくるとなって、ばんばん買い始めたみたいなことがあったら、そういったものというのはよしとするんでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

一応、農地の取引については農業委員会を通すようになっていきますので、農業委員会の判断で制限をかけられると思っております。

○1番（山口一生君）

農地については農業委員会ということで、太陽光と同じ構図ですよ、どっちかということですね。農家の方に意見を賜って、そこで判断をしていただくと。なかなか農業委員会もメンバーが変更したりとか、全ての経緯を理解されているというのは難しいのかなというところもありますので、そういった特定の個人がばんばん買い上げていく、畑もついてくるからというので買い上げていくというのは、少し気に留めておいておかれたほうがいいのかなと思います。

今のところ、この空き家バンクの登録から移住者が増えているかというところで見ると、行政的に各種補助のメニューは用意しているけれども、それを使う対象の方に効果的にリーチできていないのかなというところが、私の個人的な感想です。実際に、移住をしたい、特

に農業をしたいと思って移住を検討されている方というのは、太良町とも相性がいいのかなということを思いますので、そういった方にぜひつながるような、太良町に継続して興味を持ってもらえるような仕組みというか、対応が必要になってくるかと思います。

それで、空き家も空き家になって、掃除をしてきれいにして、借手を探して契約して、リフォームして、そしてようやく住めると。かなり息が長い。例えば、半年から1年ぐらいは時間がかかるものだと思いますので、こういった空き家について、移住について、そういったところで相談をしやすいような窓口を持つ必要があると思うんですけども、今行政の中では、どこがその窓口になっているのでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

空き家バンク、住まいの相談、それにつきましては、企画商工課の企画情報係のほう窓口となっておりますので、そちらのほうに御相談いただければと思います。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

その個人が何か特定の情報を行政に求めたときに、この情報についてはこちらに行ってください、この情報についてはこちらに行ってくださいというのは、よく町民さんが体験していることです。町民さんからしたら、どっちでも構わないんですよ。誰が答えようと関係ないというのが正直なところで、できれば誰か、1つ窓口があって、そこに問合せをすると、自分が欲しい情報が得られる、もしくは自分が思っていることがかなうまで伴走をしてくれるというようなことを行政には期待をしている部分もありますので、最初の質問をした免許の返納の話もありました。免許を返納したときに自分に何が起こるかというのが、本人には分からないケースもあるので、そういったところが一つの窓口、どこかに行けば、そういった前後のことが全て把握できる、空き家についても、例えば空き家をどうにかしたいけれども、最後まで伴走してくれる体制があるのかというのは、本人さんにとっては重要なことだったりするので、役場の中では部署が分かれているかもしれないですけども、ぜひそら辺の窓口を一本化できるように取り組んでいただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（坂口久信君）

答弁は要りますか。

○1番（山口一生君）

はい。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

移住相談に関するワンストップ窓口があれば便利だと思うので、検討してみてくださいという

ようなことをございます。

現実的に申し上げますと、それ専用の職員を置くわけにはまいりませんので、企画商工課のほうにおいてになって、そこで関係する情報を関係の部署のほうの職員を呼び出して、そこで住民さんが移動せずに相談に乗っていただけるような形するのが現実的ではないのかなとは思っております。あと、ほかに改善点等がありましたら、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

時間が来ましたので、3番通告者の質問が終わりました。

4番通告者、久保君、質問を許可いたします。

○11番（久保繁幸君）

通告に従いまして、有明海再生並びに支援と特産品施設についてお伺いいたします。

まず、有明海再生と支援についてであります。再生と支援につきましても、私が議員になりましてからこれで5回目ですが、なぜ再度質問に至ったかと申しますと、再生が進まぬ有明海が、むしろ悪化の一途をたどっているのではないかというふうに考えます。宝の海ではないというふうな思いであり、質問に至っております。

まず、令和2年、3年、4年の町長の施政方針での有明海の再生については、漁協並びに関係自治体と連携しながら、再生に向けた効果ある施策を国や県に要望していくというふうなことを述べられておりますが、永淵町政になってから、どのような要望、陳情を行ってこられたのか、お伺いします。

次に、諫早湾干拓事業の閉め切り後25年が経過しましたが、漁業者が求める環境変化の原因究明と開門調査が依然行われておらず、開門命令の確定判決を事実上無効化した今年の3月の福岡高裁判決をどう思われるのか。また、3番目に全体的な魚介類の不漁が続く有明海ですが、何が原因と考えられるのか。また、高騰し続けている燃料等への支援の考えはないのか、お尋ねいたします。また4つ目に、自衛隊輸送機オスプレイが配備となった場合、本町の漁船漁業等への影響はどのようになるのか、どのように予想されるのか。

以上、4点についてまずお尋ねいたします。

○町長（永淵孝幸君）

久保議員の1点目、有明海再生と支援についてお答えします。

1番目の令和2年、3年、4年の施政方針での有明海再生については、漁協及び関係自治体と連携しながら、再生に向けた施策を国や県に要望していくと述べられているが、どのような要望、陳情を行ってきたかについてであります。佐賀市、神埼市、小城市、鹿島市、白石町、太良町で構成している佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会と佐賀県が、毎年有明海再生の実現に向けた提案書を国に対して提出いたしております。内容として、1つ目が有

明海の環境変化の原因究明をするための開門調査、2つ目が有明海再生事業の予算確保、3つ目が国と県が協調したタイラギ等再生の取組について、これまでの評価を踏まえた効果的な事業実施と再生産サイクルの確立などを要望しております。

今年については、3月に金子農林水産大臣が来町された際に、有明海の環境変化の原因究明と具体的な対策を目に見える形で行っていただくよう、直接要望いたしました。

2番目の諫早湾干拓事業の閉め切り後25年が経過したが、漁業者が求める環境変化の原因究明と開門調査が依然行われず、開門命令の確定判決を事実上無効化した3月福岡高裁判決をどう思うかについてであります。有明海の環境の変化に対する正確な調査が行われず、判決が出たことは、非常に残念であります。国に対しましては、話し合いによる和解に応じなかったことも漁業者を無視した行動で、納得できるものではありません。

3番目の全体的な魚介類の不漁が続く有明海であるが、何が原因と考えるか、また高騰している燃料等への支援はできないかについてであります。現在の有明海について、何が原因で不漁となっているかについては、専門家でもこれが原因であると判断できていないところであります。漁業者などの声を聴きますと、諫早湾閉め切り後、有明海の反時計回りの潮流が見られなくなり、有明海南西部の海底にヘドロの堆積が続いているという声を聞いており、私もそういう疑いがあるのではないかと考えております。燃料等の支援については、現在町で対応を検討しているところでございます。

なお、県においては、漁船燃費向上緊急対策事業として、漁船を1経営体当たり1隻1万円を上限に補助を行っておられます。

4番目の自衛隊輸送機オスプレイが配備となった場合、本町の漁船漁業者等への影響はどのようなか予想するかについてであります。仮に配置となれば、漁船漁業のコハダ漁が一番影響があると考えられます。令和元年に、九州防衛局が自衛隊の回転翼機飛行による水中音が魚に与える影響調査を実施されているが、はっきりした調査結果が得られておらず、さらに騒音に対する十分な調査が必要だと思っております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

順を追ってお尋ねいたしますが、タイラギ漁が10季、ウミタケが16季、アゲマキが4季の休業が続き、タイラギに代わる養殖カキも4年の不漁が続き、ほかの魚介類も生活の糧としてはならない状況で、収入減、また後継者も育っていないのが現状の漁船漁業であります。海で生計が立てられず、タマネギやミカンの収穫への出稼ぎもしておられる方がございます。年間を通していろいろな魚介類が捕れた昔を懐かしく思われますが、道越、竹崎、野崎の3地区の漁業者は、有明海を生活の糧として昔の海へ戻し、活性化を盛り上げていくことが、この3地域の人々の願いでもあると思えます。

そこで、1番目の要望、陳情の件であります。4市2町で構成されておられると申され

ました振興協議会では、毎年提案書を提出しておられるとのことではありますが、この4市2町の主な論議はノリ養殖の事業に関する議題ではないかと思いますが、漁船漁業に関する県の論議はどのようなことが行われているのか、まずはこれからお伺いいたします。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

協議会で提案書が提出されておりますけど、その提案内容といたしまして、有明海全体の漁場環境が悪化していることに対して、その原因究明、またタイラギ、アゲマキ等を再生して、再生産のサイクルを確立すること、同様のことですが、近年の異常気象など、海況変化等のリスクを踏まえた資源回復への取組への推進などがなされています。特段ノリ養殖に特化したものではなく、全体的な問題を議論されて、提案書を提出されております。

○11番（久保繁幸君）

今の話では、ノリ養殖事業だけでなく、漁船漁業のことに関しても話をされているということで、多少納得したところではありますが、有明海再生事業への予算の確保とのことですが、どれくらいの予算を確保され、どれくらいを何に使われていたのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

有明海再生対策事業といたしまして、国の直轄事業と4県合同で行う事業といたしまして、令和3年度でございますけど、17億6,500万円予算措置されております。そのうち佐賀県分といたしましては、1億8,400万円の事業費となっております。事業内容といたしまして、海域の海況調査、魚介類の増殖、養殖対策、漁場の改善対策などとなっております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

今、17億6,500万円、佐賀県側で1億8,000万円というふうな予算の確保というふうな御報告でございますが、今、養殖、放流等々をどのようなところにどのようなお金を支出されているのか、その辺はいかがでありますか。今、何にも育っていないですよね。今は、育てる漁協に転換していかないといけない時期ではなかろうかというふうに思っておりますが、養殖とか放流、そのようなところはどのようなお金の使い方をなされておりますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

タイラギの再生についてお答えいたしますけど、有明海4県と国が協調いたしまして、タイラギの自然増殖を目指しまして、タイラギの種苗生産、中間育成及び母貝団地の造成に取り組んでおられます。しかし、比較的水質が安定している熊本県での海域で、1センチから5センチまで育成された種苗になるんですかね、それが熊本県以外のところに、福岡県と

か佐賀県、長崎県の漁場に移して育成したものについては、思わしい成果が出ていないということの報告を受けております。

○11番（久保繁幸君）

今、タイラギの再生について御報告であります、これは貝柱1センチから5センチ、これくらいですよ。それが何で大きくなっていないのか、その原因は分かっておられますでしょうか、その移植、養殖をされる方々は。

○農林水産課長（今田 徹君）

原因については、まだ分かっていない状態だと思います。

○11番（久保繁幸君）

その辺は、十分知っていただきたいというふうなことを考えますが、これから、今5センチぐらいまでと言われた、これから下がヘドロの状態というふうに私は考えます。あなたがもしかしたら海の沖に行ってみて、手をこう突っ込んでみてやってもらったら、下は臭いんじゃないかというふうな。だから、貝柱でもアゲマキでもウミタケでも、その下に大きくなっていく品物は育たないというのが現状ではなかろうかというふうに考えております。それで、私の私見なんです、貝柱は10年前に捕れたときに、殻はびっしりしめてからね、びっしりは分かっでしょう。そんでから、そういうのにしゃいで捨てにゃいかんというような法律があるそうですね。それが、貝柱やアカガイ等の殻に幾らかの産物が残るので、それを餌にしに来る魚やなんかがあります。それが育って、また有明海に戻ってくるんですが、その辺は事あるごとに、町長、4県振興会議のときには、国が決めたお話でしょうが、産物、貝柱が、次にいつ捕れるか分からないんですが、殻等々はそのまま捨てて、海の底を掃除するような、また魚の餌になるようなシステムにしてくれと、机上論でなくて。実際のお話を、見てしてくれというふうなことをお伺いしたんですが、その辺は私の希望ですが、町長、どういうふうに思われますか。

○町長（永淵孝幸君）

私も漁業者さんの声を聴いてみますと、一応移植しても、今議員が言われるように、海底がヘドロ状態で貝にかぶってしまうと。だから、窒息しているんじゃないかというふうなことで育たないというふうなお話を聞いております。私も、海の底に潜ったことはないわけですが、そういった状態で、これは大臣にも言いましたけれども、以前は潜れば潮の流れが速くて、一生懸命しとかんと流されるという状態だったけれども、今は潜っても潮の流れが速くないからと。そして、下はどろどろ状態だというふうなことを聞いておりますので、なかなかそういった状態の中では育たないのかなという思いをいたしております。そういったことです。

○11番（久保繁幸君）

今町長も申されましたように、海底の渦が流れていかないのは、一つの原因は、私は諫早

湾閉め切りの問題だというふうに考えております。あそこの中に入って行って、また後から申しましようかと思っと思ったんですが、あそこは昔は産卵場所だったんですね。魚あたりは向こうにみんな入って行って、ほんであそこに産卵して、また回遊していくというふうな、昔から私どもは聞いておりました。だから、また潮の流れの遅いのも、諫早湾に行って外に流れることがないので、その辺はヘドロがたまるのは当たり前ではなかろうかというふうに考えております。

それと、今さっき金子農水大臣が3月5日においでになったときに要望されたということをお話しいただきましたが、私もこの辺にそのときの新聞を持ってきておるんですが、町長の談話が載っておりませんでした。ですね。これは、太良、鹿島等々の付近の組合長のお話は載っておりましたが、町長の談話が載っていませんで、町長が直接要望されたことの件が、どのような内容のことを要望されていたのか、その辺を伺いたいと思いますが。

○町長（永淵孝幸君）

私も翌日新聞を見ましたら、私のコメントだけなかったとですよ。それで、行政のことはマスコミさんもあまりそう、何かのときはひどう書かるっんですけど、こういったことは書いてもらえんちゃろうかなという思いがそのときはいたしました。

ほいで、大臣の申し上げたのを申し上げます。

まず、平成12年頃から漁船漁業の水揚げ高の低迷は、既に20年以上経過し、先の見えない状況であります。地元の漁民さんも活力を失っているような状況です。ところで、太良町の特産であるタイラギは、昭和53年頃には漁船が269隻ほどあって、1,566トンの水揚げ、金額で22億1,900万円ほどの売上げがありました。その後、諫早湾閉め切りがあつてからは、平成24年からは休業状態であります、こういった内容を話しております。また、竹崎カキにつきましても4季連続で不漁となつて、またノリの養殖にあつては、今期は前年の3%以下の水揚げとなつて、将来もこの地で漁業を続けられるかという不安が漁業者の方にも蔓延しているような状況であります。こういったことで、有明海の潮流も、先ほど言いましたように、以前は海底に潜れば、体が強い潮流で流されるような状態だったが、現在はそれがなくなっているということを漁業者の方からもお聞きしております。そういったことで、国におかれては各種の原因を分析していただいて、その対策を具体的に目に見えるような形で行っていただきたいと、こういう内容を発言しております。簡単に申し上げたら、そういう要望です。

○11番（久保繁幸君）

今、お答えをいただいたのは、もっともだと思います。私も思うのは、有明海の潮の満ち引きは海の深呼吸と思っております。それが今、諫早湾が止められてから、半分しか息がついていないと思うんです。大きな呼吸ができなければ、有明海は生きられない。この呼吸現象の制限をしたのが、1997年4月14日、7キロに及ぶ293枚の鋼板のおかげじゃないですけ

ど、原因だと考えております。3月の福岡高裁の判決では、残念なことでありますが、司法判断に疑問を持った1人であります。この無効化ということにですね。2010年、開門が確定した判決を無効化した裁判を、一国民として再度理解しにくい判決であります。この判決に対して、今後どのような支援、助言を町長はしていただくのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○町長（永淵孝幸君）

先ほどもちょっと話しましたように、2010年の排水門を開けるような福岡高裁の判決が無効となったわけですね。そういったことで、有明海の環境の変化に対する正確な調査が行われず判決が出たということは、残念であるという思いをいたしております。また、国に対しても、話し合いによる和解に応じなかった、これも漁業者を無視したことであるというふうなことで、納得できないという思いをいたしております。

これから、漁業者の方に寄り添って、いろいろな漁業者の声を聴きながら、有明海沿岸市町の水産協議会でできるもの、また県にお願いしなきゃいけないもの、そして町単独でまたこれはやらなきゃいけないものと、いろいろ諸情報等に耳を傾けながら、有明海の漁業者の後継者を含めて、支援していかなくちゃいけないのかなという思いをいたしております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

困難かもしれませんが、まずは開門調査が有明海再生の第一歩と考えます。町長、強く今後とも開門調査の要望をし続けていただき、打開策、原因究明を考え、宝の海と地域をよみがえらせていただくことを町長にお願いをいたしたいというふうに考えております。よろしく願いしておきます。

それで、次に行きますが、3番目の不漁続きの漁船漁業であります。現在何隻の、道越、竹崎、野崎のほうに船がおられて、どのような仕事をされておられるのか、その辺はお分かりになりますか、課長。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

令和2年の港勢調査によりますと、道越漁港の登録漁船数が162隻となっております。道越が65隻、竹崎が97隻です。野崎が20隻となっております。

○11番（久保繁幸君）

それは船数であって、休業しておられる方もおられると思うんですが、各道越、竹崎、野崎、どのような仕事をなさっておられますか、分かりますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

これも先ほど言いましたとおり、港勢調査によりますと、令和2年、エビ類が1,630トン、コノシロ、コハダが118トン、ガザミが58トン、カキが11トン、スズキ類が3.6トン、タコが

0.4トン、カレイ類、クチゾコですね、1.7トンなどとなっております。

○11番（久保繁幸君）

エビ、コノシロ、この辺は、私は漁師じゃないんですが、近くにおって分かるんですが、エビ、コノシロは昔からずっとおりました。エビは、9月から12月ぐらいですかね。今産卵時期になって、海岸のほうでずっと今捕っておられますが、これが大きくなって、9月から12月まではエビが捕れます。これが1,630トン、コノシロが118トンですか、この辺は、何でエビはこれだけ多く捕れているかというのと、これを食べる魚が今少ないわけです。今はそれこそクチゾコも、幾らと言われたですか、1.7トンですか。クチゾコというか、デンベエというてから、こんな小さいクチゾコなんですけどね。それが今ほとんど捕れていない。このクチゾコというのは、アカシタというのが捕れているらしいんで。これも1.7トン。それで、タコが0.4トンと言われる。0.4トンということは、400キロですよ。昔というか、数年前は1隻で400キロぐらい捕ってこられておりました。冬場の身が入っているイイダコ、これが0.4トンということは、全く捕れていないというのが実情ではなかろうかと思えます。スズキも、スズキは3.6トンと言われましたが、これは釣りの業者さんじゃなかろうかというふうに考えておりますが。それと、今カキが11トンと言われましたかね。タイラギに代わる養殖を目的にしたカキなんですけど、4年連続の不漁ですが、これの漁獲高が少ないのは何と考えられますか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

佐賀県の有明海水産振興センターの見解でありますけど、海面表層の水温の高温化と大雨による低塩分化によりカキがへい死し、生存率が悪化したことにより不漁となっているというのを聞きました。

○11番（久保繁幸君）

それを言われると、小長井のカキと瑞穂のカキ、場所的にはそんな遠くないですよ。何で大浦のほうだけそれだけの被害を受けるのか。これを調べてもらえば分かると思うんですが、小長井、瑞穂、その辺のカキは物すごく捕れていますので、一概に今言われた水温、雨の量等は考えられませんので、その辺の原因究明も今後はお願いしたいと思います。今年で4年続くカキ不漁ですので、来年はやめようかにかという漁師さんがおられます。それも、ロートルな漁師さんばかりなのでね、後継者がいなくて。その辺も十分注意して見守っていただきたいというふうに考えております。だから、何が太良、大浦の分だけのカキが捕れないのか。後で申しますが、漁師の館も竹崎のカキが使えないから客さんが減って、今度は閉められたというふうなお話を聞いておりますが、その辺の原因究明をやっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、次にオスプレイの件についてお伺いしますが、そのオスプレイの前に、国はなぜ

開門前提では話ができないというふうなことを申し出ているんですかね。その辺は何が原因で、開門前提では話ができないと言っているんですか。

○農林水産課長（今田 徹君）

私が理解している範囲内で答えますと、国は、開門したら諫早湾干拓の農地に影響が多大に出るからという話を聞いております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

農地への被害、どれくらいのどういうふうな被害が出ているのか、その辺も、あなたは分からないでしょうけど、調べといてください。農地で今、経営が成り立っているところは一か所もないらしいですよ。ほとんどの人が赤字というふうな。あそこは、県からか国からか、私もよく知りませんが、借りて農業を営んでおられますので、その辺はまたカモの被害とかなんとかよく言われますが、その辺のどういうふうな潮の、諫早湾の閉め切りのメリットが、またデメリットがあられるのか、その辺は調べといていただきたいと思います。もういい、その辺はあんた、調べとって。

また、ある国会議員さん、100億円基金で手を打てという国会議員さんがおられます、4県ですよ。これは10年間ですよ。1年間に10億円ずつ4県、割ったら2億5,000万円ですよ、1県で。それで佐賀県にすると、15組合がありますかね。その中で、15組合で1年間で2億5,000万円ずつを何に使うんですか。何の政策になりますかね。それは、その辺もありますので、それを言われた国会議員さんには非常に腹が立ったと記憶しております、実情を分かっておられるのかなと思って。生活ができるのかなと思ってですね。その辺は、町長、もしも話が出た場合は、こういうふうに言う人間がおるということを言っていただきたいということを申し述べたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。

次は、オスプレイやったですかね。オスプレイが配備となった場合、投網業、投げ網を使うコハダ、またエビ漁に一番影響を及ぼすのではないかと漁師さんたちは言っておられますが、このコハダ、シバエビを捕るためには、望遠鏡で遠くを見詰め、近くに行くとエンジンを止め、櫓をこぎ、近づいてから投網をされるそうです。私も乗ったことがないので、この辺の確実なことは知りませんが、そういうふう聞いております。しかし、このオスプレイのエンジンがするようになれば、コハダもエビも海面に浮いてこないという話をしておられます。また、昔は諫早湾の奥部が産卵場所だったんですが、現在は有明海の北部のほうが産卵場所になっているというふうなことをお伺いします。産卵に来た魚がオスプレイの音で逃げてしまい、産卵せず、ますます魚介類は減るのではないかとというふうに危惧をされております。騒音に対する十分な調査は、先ほども言いましたが、机上論ではなく実際に海に出て感じていただきたいと役人さんにお伝えしていただきたいと、このように希望しておきます。

先月の4月、そこで漁師さんたちなんですけど、危惧されている漁師さんたちが、この騒音の問題、町長はどのように考えられますか。オスプレイの、どの辺が飛行場所かは、今は運行場所が分からないんですが、そうなった場合、海の状況はどのようになるのか、どのように思われるのか、お伺いいたしますが。

○町長（永淵孝幸君）

先ほどお答えしましたように、影響調査は防衛省でもされたというふうなことで、マスコミ等でも報道されておりました。それで、あまり影響がなかったなというふうな内容の話ではなかったかなという解釈をしております。しかし、魚というのは音に敏感で、今コハダ漁をされている方に聞けば、ちょっと自分たちの船のエンジンだけでも潜ってしまうと。手前から船のエンジンを止めて、静かに行って投網を打っているというふうなお話も聞いておりますので、オスプレイの影響としては、騒音に対するものですね、これに対しては影響は私はあると思います。ですから、先ほど言いましたように、さらにそこら辺をもっと調査していただいて、本当にどれだけの影響があるのかということをもっと研究してもらう必要があるんじゃないかなと思っております。そういったことは、漁業者さんたちの声を聞きながら、真摯に対応して、漁協との信頼関係の中でいろいろな計画は進めていただければなと思っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

町長の私見でよろしゅうございますので、オスプレイが今配備されるか配備されないか、どのようにお考えですか。

○町長（永淵孝幸君）

それは、配備されるか配備されないかというのは、今分かりません、私も。それで、今いろいろな世界情勢を見れば、防衛というのが必要だということは理解しておりますけれども、それが沖縄県民の方ではないですけれども、沖縄にだけアメリカ軍の基地を押しつけるなとかという話もされていますように、自分の町にそういったことが影響してくるとなれば、どこの市町だって、それは真剣にいろいろ考えながら話を進められると思います。しかし、今私がここでどうこうというようなのは、今は申し上げる立場でもないし、難しい質問ですので、今はお答えもできない状況です。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

お話をお伺いしたんですが、その土地、農地は1反345万円するそうですね。そういうふうなお話を聞いております。農地を持っている人は、1反で345万円、売ったほうがましですよ。この辺にミカン山、田んかというたら、桁が違うんだと思うんですよ。そういうふうにならないように希望しておるんですが、これはどうしても売る人が売るとしたら、

どげしようもないけんですね。その辺は、なるだけ来ないのを希望しておきます。

それと、先々月、4月18日ですか。小型飛行機が不時着し、3人の死傷者が出ておりますが、なぜ海上からの上げが今でもなされないのか。その辺はどのようにして。なぜかという、漁師さんたちはその辺の近くに網が流されんと言われております。これをいつ上げてもらえるのか、いつこの事故機が上がって、安全に仕事ができるのかということをお伺いされますので、その辺はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

三池海上保安部に問合せをいたしましたところ、墜落した小型機の所有者が機体を引き上げないといけないということをおっしゃいました。それで、所有者に対して、今現在引上げ要請を行っているということで回答がありました。所有者がどのように対応するか、今返答待ちということで、まだめどは立っていないということでした。

○11番（久保繁幸君）

めどが立っていないということは、また今から先どれぐらい仕事ができないのかということとは分からないわけですね。その場合、損害賠償というのが発生するわけですかね。その辺はどのようにお聞きになりましたか。

○農林水産課長（今田 徹君）

損害賠償については聞いておりませんので、分かりません。

○11番（久保繁幸君）

できれば、調べとってください。副町長、その辺はあなたにお任せしておきますので、調べといてください。よろしいですかね。

それでは、次の質問に行きます。

2番目の質問であります、太良町特産品等展示販売飲食施設の漁師の館の閉店の跡はどのようになっているのか。また、3月4日の全協の日に、閉店の説明については若干のお話をお伺いしましたが、様々な問題点があるということでしたが、様々な問題点というのはどういうものなのか、再度であります、問題点ということについてお尋ねいたします。

○町長（永淵孝幸君）

久保議員の2点目、特産品等展示販売飲食施設についてお答えします。

1番目の跡地利用の考えについてであります、本年2月に有効活用について内部検討を行いました、結論には至っておらず、検討継続中であります。

2番目の太良町料理飲食店組合との協議はどうかについてであります、特産品等展示販売飲食施設に関して、漁師の館の閉店後に太良町料理飲食店組合と協議を行った経緯はございません。

3番目の施設の防犯対策についてどのようになっているかについてであります、施設の

出入口は全て施錠されておりますが、そのほか侵入ができそうな箇所を調査して、経路を塞ぐようにいたします。現在、経営されていた事業者が後片づけをされておられますので、それが終わりましたら取りかかりたいと、このように思っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

前の問題をまた掘り起こしますが、検討委員会を立ち上げ、論議していくことになっておりますし、その進捗状況を私は聞きたかったんですけど、改めて聞きますが、検討はしていないということですかね。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

検討委員会につきましては、町役場の中で1回検討会議をしておりますけれども、確たる結論は出ておりません。いろんな意見は出ましたけれども、全然意見が収束せずに1回目は終わっているというところで、2回目はまだ開催しておりません。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

お隣に座っておられる前課長なんですが、課長、あのとき言われたことは、料飲店、観光協会とも話を聞きながらというふうなお話をされました、検討委員会の件で。それで、庁舎内での話合いだけで、この料飲店組合等々とはお話をされていないというふうな、今のお話なんですが、今聞きたかったのは、跡地の利用は町長、どのように言われましたかね。今聞き損なったんですが。漁師の館の跡地、どのように活用を、はい、町長にお伺いします。

○町長（永淵孝幸君）

まだ今検討中でありますので、どういうふうにするという答えはまだ出ておりません。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

この前のお話では、町民からのアンケートを取ったりニーズ調査をしたり、ほかの道の駅の状況を見つつ、今後の状況を進めていきたいというふうな全員協議会のお話でありました。ということは、何もできていないということですね。何でこの辺のことを言うかという、5月の連休の折に遠くからおいでになったお客さんは、早く出てきたのでたらふく館やあっちこっち太良のほうに寄って、御飯でも食べようかと思ったら、太良にはどこも食べる場所がないですね、たらふく館に行って。それで、弁当を食べようかと思って弁当を買ったが、弁当を食べるところがない、外では暑くて食べられないし。そういうふうな意見を述べられましたので、この件についてお伺いをしたところであります。

それと、今検討をされていないということなんですが、漁師の館の跡、この漁師の館の前身はたら漁協に加工施設として貸すようなお話でありました。それがいつの間にか飲食店営

業になってしまって、今の現状で築十数年、七、八年たつんですかね。私もこの前、見に行きました。それで、今さっきの防犯のこともお伺いしましたんですが、どこでも開かります。課長、今さっきの答えは閉めているというようなお話でしたんですが、そこから私が見るには、何かを持って出ておられました。それと、その前にお話を聞いたんですが、空き巣も入ったというようなお話ですが、その辺のことは把握しておられますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えします。

空き巣といいますか、後片づけを今されておられる最中でございますけれども、その作業中に工具がなくなったということで、盗難だったというふうなことを間接的に聞いた状況でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

しかし、3月末で前任者はそういうところに入れないんでしょう。今でも自由に入っているわけですかね。今は、町の所有物でしょう。3月末で閉店なされたので、今やったらば町の品物でしょうから、その辺はどのようになっている、それが取られるとかなんとかは。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

確かに元の漁師の館の運営をされていた事業者さんは、3月末で事業を撤退されておられますけれども、後片づけには時間がかかるということで、町のほうに少し時間の猶予をくれというようなことで、今はまだ後片づけの最中であるということでございますので、そのようにしておるところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

ここの施設は、今さっきも言いましたように、町の品物でございますので、個人事業主への貸付けはなさらないと思います。先ほども言いましたように、料飲店組合の方々の話もできていないということなんですが、私がお尋ねしたところで、料飲店組合の役員の方は、やらせていただければしたいというふうな意向を持っておられます。しかし、カニ販売、カキ販売等の既存のお店さんとバッティングするような店ではなく、軽食的な、軽食ができるようなお店をしたいというふうな考えを持っておられますが、その辺のお話が来た場合はどのようになされますか、町長。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現段階では、そのお話は執行部のほうには来ておりませんが、そのお話が来た時点で、そのお話を受けた上で役場のほうで、庁内のほうで対応を検討いたします。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

それでは、料飲店組合の方には、すぐお話をしなさいと言うていいわけですね。課長、受け取っていただけますね。確約していただきますよ。

○企画商工課長（津岡徳康君）

そういったお申出がありましたら、当然お受けいたします。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そのことは、前の課長が隣におられますので、課長が言ったことを私は伝えたんですから、料理飲食店、観光協会等の話を聞きながら、そういうふうな話を進めていきたいということをおっしゃられたので、そういうことを伝えておきますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それと、通告外のことを聞きますが、町長、よろしゅうございますか。

今、私が思うには、あそこが料飲店、軽食等をした場合、あまりに広過ぎます。改築をなされて、あそこに歴史資料館の施設を考えられませんか。何でもこういうことを言うかということ、町民の皆さんも町外の皆さんも、あそこにあまり足を運んだ方々がいらっしゃいません。そういう検討もしていただければなというふうに希望を持っておりますが、いかがですか。

○町長（永淵孝幸君）

資料館をあそこの道の駅のところに持っていくということは、今急に言われましたけれども、考えておりませんし、今資料館にある品物は、昔使われていた品物とかが数多くございます。そういったものを向こうのほうに持っていくとなれば、とてもじゃないという思いがいたしております。ですから、ここの資料館は、年間どのくらい来ておるのかというようなことを以前聞いたことがありますけれども、このコロナ禍にあっても約60名ぐらいの方は資料館にも足を運ばれているというふうなお話も聞いております。ですから、この資料館を道の駅に持っていくという思いは、今のところ全く考えておりません。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

再確認いたしますが、資料館においでなのは60名ですか。学校教育課長。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

令和3年度の来館者数についての問合せだと思いますけれども、昨年、一昨年から続いておりますコロナの状況によりまして、太良町においても施設の制限を行ってまいりました。町内限定だとか、あと施設の閉館というのも原因の一つだと思いますけれども、約60名という人数になっております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

60名、経費は幾らかかっています。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

資料で、令和4年度の予算資料の予算額で申し上げますと、会計年度任用職員が2名体制で、人件費といたしましては450万円程度ですね。あと、全体的な維持管理、いろいろなもので800万円強ということで認識をいたしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

久保君、通告外ですので。

○11番（久保繁幸君）

通告外に走りましたので、前の問題を取り上げるわけにはいきませんので、この辺で終わりたいというふうに考えますが、町長、今の件を十分検討していただくようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで4番通告者の質問が終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

午後2時21分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣

署名議員 川 下 武 則